

# 宮津市公報

令和5年4月3日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目次

### 条 例

1 宮津市庁舎整備基金条例	1
2 宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間 その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	1
3 宮津市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	2
4 宮津市子ども若者未来応援基金条例	2
5 前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例の一部を改正する条例	3
6 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例	3
7 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	4
8 宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例	5
9 宮津市保育所条例の一部を改正する条例	6
10 宮津市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例	6
11 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を 改正する条例	6
12 宮津市企業立地拡充促進条例の一部を改正する条例	7
13 宮津市水産加工販売施設条例を廃止する条例	8
14 宮津市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例	8
15 宮津市育英資金貸付基金条例を廃止する条例	8
16 宮津市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例	9
17 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	9
18 宮津市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例	9
19 宮津市市税条例の一部を改正する条例	10
20 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	12

### 規 則

1 宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	12
2 宮津市育英資金貸付基金の管理並びに運用規則を廃止する規則	12
3 宮津市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則	13
4 宮津市企業立地拡充促進条例施行規則の一部を改正する規則	13
5 宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	14
6 宮津市杉末会館条例施行規則の一部を改正する規則	14
7 前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例施行規則の一部を改正する規則	15
8 宮津市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則	15
9 助産及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則	15
10 宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則	15
11 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則	16
12 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する 規則	16
13 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	18
14 宮津市職員の定年等に関する条例施行規則	18
15 宮津市一般職職員の給与に関する条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による 給料に関する規則	21
16 職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則	28

### 告 示

8	地縁による団体の認可（協自治会）	30
9	認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（岩ヶ鼻自治会）	31
10	宮津市出産・子育て応援事業実施要綱	31
11	認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（梅ヶ谷自治会）	34
12	第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）指定事業者の廃止	34
13	認可外保育園の確認辞退	35
14	宮津市森林整備計画の一部変更	35
15	市道路線の一部廃止	35
16	市道路線の一部廃止	35
17	市道路線の区域変更	36
18	前尾記念クロスワークセンターMIYAZUの利用料金の承認	36
19	宮津市火葬場の使用停止期間における他市町火葬場使用に係る補助金交付要綱の一部を改正する要綱	37
20	宮津市の公の施設に係る指定管理者の指定	37
21	宮津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱	38
22	宮津市子育て世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱	39
23	宮津市移住支援事業補助金交付要綱	41
24	宮津市定住支援空家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	43
25	宮津市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱	44
26	宮津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱	44
27	宮津市医療技術職確保奨学金返還支援補助金交付要綱	45
28	宮津市民体育館利用料金の承認	47
29	宮津運動公園の利用料金の承認	49
30	宮津市B&G海洋センター利用料金の承認	50
31	天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	50
32	犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務委託	51
33	宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	51
34	大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	51
35	宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	51
36	宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務委託	52
37	宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務委託	53
38	宮津市宮天橋立駐車場における使用料の徴収及び収納の事務委託	53
39	宮津市宮宮津駅前駐車場における使用料の徴収及び収納の事務委託	53
40	ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務委託	53
41	宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務委託	54
42	市府民税等の収納の事務委託	54
43	会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への一部委任の変更	54
44	宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約	55
45	宮津市公の施設に係る指定管理者の代表者の変更（宮津市海洋つり場）	55
46	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）	56
47	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（麻しん、風しん）	57
48	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（日本脳炎）	58
49	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（ヒブ感染症）	59
50	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（小児の肺炎球菌感染症）	60
51	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（ヒトパピローマウイルス感染症）	61
52	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（水痘）	63
53	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（B型肝炎）	64
54	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（ロタウイルス感染症）	65
55	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（高齢者の肺炎球菌感染症）	66
56	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（結核）	67
57	令和5年度の固定資産価格等の固定資産課税台帳登録	68

58 令和5年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	68
59 宮津市初回産科受診料助成金交付要綱	68
60 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（溝尻自治会）	69
61 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（中津自治会）	70
62 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（島陰自治会）	70
63 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（浜野路自治会）	70
64 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（田井自治会）	71
65 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（旭が丘自治会）	71
66 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（中野自治会）	71

—— 訓 令 ——

2 宮津市文書管理規程の一部を改正する規程	72
3 宮津市防犯カメラの設置及び運用に関する規程等の一部を改正する規程	74

—— 公 告 ——

8 農用地利用集積計画の縦覧	74
9 宮津市営住宅等（その他住宅）の入居者の公募	75
10 島崎・浜町ウォーターフロントエリア民間資金等活用事業可能性調査業務公募型プロポーザル	75

—— 水 道 企 業 ——

《上下水道告示》

2 水道使用料金及び公共下水道使用料の収納の事務委託	78
3 水道使用料金等徴収の事務委託	79

《上下水道公告》

1 公共下水道受益者負担金を賦課する区域	79
----------------------	----

—— 議 会 ——

《規 程》

1 宮津市議会事務局規程の一部を改正する規程	79
------------------------	----

《告 示》

1 宮津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程	80
---------------------------	----

—— 教 育 委 員 会 ——

《規 則》

1 宮津市立小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	85
2 宮津市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則	86

《告 示》

4 宮津市教育委員会臨時会の招集	86
5 宮津市教育委員会定例会の招集	86
6 宮津市公の施設の指定管理者の指定	87
7 宮津市中央公民館の利用料金の承認	87
8 みやづ歴史の館の利用料金の承認	88

—— 選 挙 管 理 委 員 会 ——

《告 示》

4 京都府議会議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び党派別の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	92
5 有権者総数の50分の1の数	92
6 有権者総数の3分の1の数	92

7 有権者総数の6分の1の数	92
8 京都府議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所	93
9 京都府議会議員選挙における各投票区の投票所	93
10 京都府議会議員選挙における投票所を閉じる時刻の繰上げ	94
11 京都府議会議員選挙における開票の場所及び日時	94
12 京都府議会議員選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任	94
13 京都府議会議員選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所	94
14 京都府議会議員選挙における期日前投票所	95
15 京都府議会議員選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任	95
16 宮津市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程	95

—— 監 査 委 員 ——

《監査公表》

96 定期監査結果に基づき講じた措置事項の公表	96
-------------------------	----

《規程》

1 宮津市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程	100
--------------------------	-----

—— 公 平 委 員 会 ——

《規則》

1 宮津市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則	100
2 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規程	101

—— 農 業 委 員 会 ——

《告示》

3 宮津市農業委員会定例総会の招集	101
4 宮津市空き家に付随した農地の別段面積取扱規程を廃止する規程	101
5 宮津市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程	102

—— 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 ——

《告示》

4 宮津市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程	102
--------------------------	-----

## 条 例

宮津市庁舎整備基金条例をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第1号

宮津市庁舎整備基金条例

(設置)

第1条 庁舎の整備に要する経費の財源に充てるため、宮津市庁舎整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、寄附金及びその他の収入をもって積み立て、その額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

\* \* \*

宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第2号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和49年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第3号

宮津市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

宮津市特別職報酬等審議会条例（昭和40年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「10人」を「10人以内」に、「つど」を「都度」に、「任命」を「委嘱」に改め、同条第2項中「かかる」を「係る」に、「解任」を「解嘱」に改める。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱された後、最初に招集すべき審議会の会議は、市長が招集する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市子ども若者未来応援基金条例をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第4号

宮津市子ども若者未来応援基金条例

（設置）

第1条 少子化対策・子育て環境の充実、教育の充実、総合的な移住定住対策等を推進するため、宮津市子ども若者未来応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金は、寄附金及びその他の収入をもって積み立て、その額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用収益の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（繰替運用）

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（宮津市未来を担う人財応援奨学金基金条例の廃止）

2 宮津市未来を担う人財応援奨学金基金条例（令和3年条例6号）は、廃止する。

\* \* \*

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第5号

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例の一部を改正する条例

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例（令和3年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中「

スペース 利用	A	1時間	165円
	B		220円
	C		165円
	D		110円

を

「

スペース 利用	全面	3時間未満	3,300円
		3時間以上	3時間未満料金に1時間につき1,100円を加算した額

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第6号

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中

第1章	総則（第1条～第5条）	
第2章	市民等の参加及び協力（第6条～第9条）	
第3章	廃棄物の減量化の推進（第10条～第12条）	
第4章	廃棄物の適正な処理（第13条～第23条）	を
第5章	地域の清潔の保持（第24条・第25条）	
第6章	一般廃棄物の処理業等の許可等（第26条～第28条）	
第7章	雑則（第29条～第35条）	」

「

第1章	総則（第1条—第6条）	
第2章	市民等の参加及び協力（第7条—第10条）	
第3章	廃棄物の減量化の推進（第11条—第15条）	
第4章	廃棄物の適正な処理（第16条—第27条）	に改める。
第5章	地域の清潔の保持（第28条・第29条）	
第6章	一般廃棄物の処理業等の許可等（第30条—第32条）	
第7章	雑則（第33条—第39条）	」

第2条に次の1号を加える。

(7) 食品ロスの削減 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第2条第2項に規定する食品ロスの削減をいう。

第3条の見出し及び同条第1項中「市長」を「市」に改め、同条第2項中「市長」を「市」に、「市民及び事業者」を「市民、事業者及び本市を訪れた観光旅行者その他の滞在者（以下「観光旅行者等」という。）」に改め、同条第3項中「市長」を「市」に改める。

第5条中「市長」を「市」に改める。

第35条を第39条とする。

第34条中「宮津市」を「市」に改め、同条を第38条とする。

第33条中「第19条」を「第23条」に、「第31条」を「第35条」に改め、同条を第37条とする。

第32条を第36条とする。

第31条中「第16条第2項若しくは第3項、第17条第2項、第19条又は第21条第2項」を「第19条第2項若しくは第3項、第21条第2項、第23条又は第25条第2項」に改め、同条を第35条とする。

第30条を第34条とし、第29条を第33条とする。

第28条中「第26条」を「第30条」に改め、同条を第32条とする。

第27条を第31条とし、第23条から第26条までを4条ずつ繰り下げる。

第22条第1項中「本市」を「市」に改め、同条を第26条とする。

第21条第1項中「本市」を「市」に改め、同条を第25条とする。

第20条を第24条とし、第17条から第19条までを4条ずつ繰り下げる。

第16条の2中「宮津市」を「市」に改め、同条を第20条とする。

第16条を第19条とし、第13条から第15条までを3条ずつ繰り下げる。

第3章中第12条を第13条とし、同条の次に次の2条を加える。

第14条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、再生利用の可能な物の分別等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めるとともに、再生品又は再生利用が可能な物の使用により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

(食品ロスの削減)

第15条 市は、食品ロスの削減に関する必要な施策を総合的かつ効果的に推進し、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 市民は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

3 食品関連事業者（食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者をいう。次項において同じ。）は、その事業活動に関し、市が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

4 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、市及び食品関連事業者が実施する食品ロスの削減の取組に協力するよう努めるものとする。

第11条を第12条とする。

第10条中「市長」を「市」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条中「市長」を「市」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「市長、市民及び事業者」を「市、市民、事業者及び観光旅行者等」に改め、同条を第7条とする。

第1章中第5条の次に次の1条を加える。

(観光旅行者等の責務)

第6条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、廃棄物の減量化及び適正な処理を図るとともに、市が実施する施策に協力し、地域の清潔の保持に努めなければならない。

別表中「第23条関係」を「第27条関係」に改め、同表ごみ類の部大型ごみの項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（ごみ類の部大型ごみの項を削る部分に限る。）は、令和5年10月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日



宮津市長 城崎雅文

## 宮津市条例第7号

## 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「5.5」を「5.0」に改める。

第4条中「28.7」を「26.8」に改める。

第5条中「23,600円」を「23,700円」に改める。

第5条の2第1号中「16,000円」を「15,500円」に改め、同条第2号中「8,000円」を「7,750円」に改め、同条第3号中「12,000円」を「11,625円」に改める。

第6条中「2.2」を「2.4」に改める。

第7条中「11.3」を「12.4」に改める。

第7条の2中「9,300円」を「10,900円」に改める。

第7条の3第1号中「6,300円」を「7,200円」に改め、同条第2号中「3,150円」を「3,600円」に改め、同条第3号中「4,725円」を「5,400円」に改める。

第8条中「2.3」を「2.2」に改める。

第9条中「16」を「16.9」に改める。

第9条の2中「12,000円」を「12,300円」に改める。

第9条の3中「6,100円」を「6,200円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「16,520円」を「16,590円」に改め、同号イ(ア)中「11,200円」を「10,850円」に改め、同号イ(イ)中「5,600円」を「5,425円」に改め、同号イ(ウ)中「8,400円」を「8,138円」に改め、同号ウ中「6,510円」を「7,630円」に改め、同号エ(ア)中「4,410円」を「5,040円」に改め、同号エ(イ)中「2,205円」を「2,520円」に改め、同号エ(ウ)中「3,308円」を「3,780円」に改め、同号オ中「8,400円」を「8,610円」に改め、同号カ中「4,270円」を「4,340円」に改め、同項第2号ア中「11,800円」を「11,850円」に改め、同号イ(ア)中「8,000円」を「7,750円」に改め、同号イ(イ)中「4,000円」を「3,875円」に改め、同号イ(ウ)中「6,000円」を「5,813円」に改め、同号ウ中「4,650円」を「5,450円」に改め、同号エ(ア)中「3,150円」を「3,600円」に改め、同号エ(イ)中「1,575円」を「1,800円」に改め、同号エ(ウ)中「2,363円」を「2,700円」に改め、同号オ中「6,000円」を「6,150円」に改め、同号カ中「3,050円」を「3,100円」に改め、同項第3号ア中「4,720円」を「4,740円」に改め、同号イ(ア)中「3,200円」を「3,100円」に改め、同号イ(イ)中「1,600円」を「1,550円」に改め、同号イ(ウ)中「2,400円」を「2,325円」に改め、同号ウ中「1,860円」を「2,180円」に改め、同号エ(ア)中「1,260円」を「1,440円」に改め、同号エ(イ)中「630円」を「720円」に改め、同号エ(ウ)中「945円」を「1,080円」に改め、同号オ中「2,400円」を「2,460円」に改め、同号カ中「1,220円」を「1,240円」に改め、同条第2項第1号ア中「20,060円」を「20,145円」に改め、同号イ中「17,700円」を「17,775円」に改め、同号ウ中「14,160円」を「14,220円」に改め、同号エ中「11,800円」を「11,850円」に改め、同項第2号ア中「7,905円」を「9,265円」に改め、同号イ中「6,975円」を「8,175円」に改め、同号ウ中「5,580円」を「6,540円」に改め、同号エ中「4,650円」を「5,450円」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

\* \* \*

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第8号

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

————— \* \* \* —————

宮津市保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第9号

宮津市保育所条例の一部を改正する条例

宮津市保育所条例（昭和33年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表宮津市立上宮津保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第10号

宮津市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例

（宮津市子ども・子育て会議条例の一部改正）

第1条 宮津市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

（宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

（宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正）

第3条 宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城崎雅文

## 宮津市条例第11号

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第5条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「5,000円」を「6,500円」に、「4,500円」を「6,000円」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 5 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、第5条第1項の規定にかかわらず、給食費は月額6,000円とし、副食費は5,500円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第5条第1項及び附則第5項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る給食費について適用し、同日前の利用に係る給食費については、なお従前の例による。

————— \* \* \* —————

宮津市企業立地拡充促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 宮津市条例第12号

宮津市企業立地拡充促進条例の一部を改正する条例

宮津市企業立地拡充促進条例（昭和63年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「製造業」の次に「、製造業に属する事業に類する事業」を、「情報関連産業」の次に「、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、宿泊業」を加え、同条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6）障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。

第3条を削る。

第4条中「第6条」を「第5条」に改め、同条を第3条とし、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、宿泊業にあっては、事業所の新設等に係る投下固定資産総額が2,500万円以上であって、操業開始日において当該事業所で正規従業員を新たに3人以上雇用する計画を有する者で、かつ、その雇用水準を引き続き維持することが確実と見込まれる計画を有するものを対象とする。

第5条を第4条とする。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、事業所の誘致に係る京都府の補助金の交付の対象となる事業所は、事業所の新設等に係る投下固定資産総額に100分の5を乗じて得た額（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第6条第3項中「雇用された従業員」を「雇用された正規従業員」に、「、正規従業員にあっては40万円を、非正規従業員にあっては10万円をそれぞれ乗じて得た額の合計額」を「40万円を乗じて得た額に当該従業員のうち障害者1人につき10万円を乗じて得た額を加算した額」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「第5条」を「第4条」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

第9条中「第5条」を「第4条」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(便宜の供与)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、この条例に定めるもののほか、次に掲げる便宜を供与することができる。

- (1) 工場等の新增設に係る情報及び資料の提供
- (2) 従業員の確保に関する協力
- (3) 円滑な操業を図るための調整及び協力
- (4) 工場等の新增設に係る用地の取得又は貸付及びその他関連施設の整備に係る調整及び協力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮津市企業立地拡充促進条例の規定は、この条例の施行の日以後の固定資産の取得について適用し、同日前の固定資産の取得については、なお従前の例による。

————— \* \* \* —————

宮津市水産加工販売施設条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第13号

宮津市水産加工販売施設条例を廃止する条例

宮津市水産加工販売施設条例(平成21年条例第24号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第14号

宮津市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

宮津市公共下水道使用料条例(平成4年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「。以下「給水条例」という。」を削る。

別表中「1,286円」を「1,641円」に、「157円」を「195円」に、「184円」を「228円」に、「200円」を「248円」に、「229円」を「284円」に、「257円」を「319円」に、「285円」を「353円」に、「313円」を「388円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表の規定は、令和5年10月分として徴収すべき使用料金から適用し、当該月分前の分として徴収すべき使用料金については、なお従前の例による。

————— \* \* \* —————

宮津市育英資金貸付基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第15号

## 宮津市育英資金貸付基金条例を廃止する条例

宮津市育英資金貸付基金条例（昭和39年条例第37号）は、廃止する。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 宮津市条例第16号

## 宮津市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例

宮津市学校給食費徴収条例（平成30年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「48,000円」を「51,600円」に改め、同条第2号中「51,600円」を「55,200円」に改め、同条第3号中「33,600円」を「36,000円」に改め、同条第4号中「51,600円」を「58,800円」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、学校給食費の額は、小学校児童の保護者の年額にあつては48,000円、中学校生徒の保護者の年額にあつては51,600円、幼稚園園児の保護者の年額にあつては33,600円とする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第3条及び附則第3項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る学校給食費について適用し、同日前の利用に係る学校給食費については、なお従前の例による。

————— \* \* \* —————

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 宮津市条例第17号

## 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

宮津市介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第13条第1項中「除く。」の次に「及び令和4年度以前の年度分の保険料であつて令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 宮津市条例第18号

## 宮津市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例

宮津市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第5条のうち、宮津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成14年条例第2号）第6条の改正規定中「第2条第1項第1号又は第2号」を「第2条第1項第1号、第2号又は第4号（審査請求に関する諮問に限る。）」に改め、「第60条第1項」の次に「及び宮津市議会の個人情報の保護に関する条例第2条第4項」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

\* \* \*

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

宮津市長 城崎雅文

#### 宮津市条例第19号

##### 宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第48条中「又は」の次に「第5号の15の2様式若しくは」を加え、「によって」を「により」に改める。

第51条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第53条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「において」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第5条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第6条の2中「、第63条又は第64条」を「又は第63条に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第6条の3第3項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第20項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第22項を削り、同条に次の1項を加える。

22 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第6条の4第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第11条の2を削る。

附則第11条の2の2を附則第11条の2とする。

附則第11条の6第3項を削る。

附則第12条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第12条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第13条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第18条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### (固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の宮津市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

##### (軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の宮

津市市税条例附則第11条の2及び第11条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第12条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

\* \* \*

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第20号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第23条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月10日

宮津市長 城崎雅文

宮津市規則第1号

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「2年」を「2年8月」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市育英資金貸付基金の管理並びに運用規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城崎雅文



## 宮津市規則第2号

宮津市育英資金貸付基金の管理並びに運用規則を廃止する規則

宮津市育英資金貸付基金の管理並びに運用規則（昭和39年規則第19号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による廃止前の宮津市育英資金貸付基金の管理並びに運用規則の規定により貸し付けられた育英資金の返還未済額のある育英生、保護者又は保証人に対する同規則第16条の規定は、この規則の施行後もなおその効力を有する。

————— \* \* \* —————

宮津市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 宮津市規則第3号

宮津市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市学校給食費徴収条例施行規則（平成30年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「幼稚園」の次に「及び教職員等」を加える。

第5条第1項各号列記以外の部分中「250円」を「270円」に、「290円」を「315円」に、「180円」を「195円」に、「20円」を「22円」に、「160円」を「173円」に改め、「）」の次に「、教職員等にあつては315円」を加え、同項第1号中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同項第2号中「又は園児」を「、園児又は教職員等」に改める。

第7条第1項中「4,000円」を「4,300円」に、「中学校にあつては1月当たり4,300円」を「中学校にあつては1月当たり4,600円」に、「2,800円」を「3,000円」に、「教職員等にあつては1月当たり4,300円」を「教職員等にあつては1月当たり4,900円」に改め、同条第2項中「290円」を「315円」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における学校給食費の精算及び調整に係る第5条第1項の規定の適用については、同項中「小学校にあつては270円、中学校にあつては315円、幼稚園にあつては195円（主食費を22円とし、副食費を173円）」を「小学校にあつては250円、中学校にあつては290円、幼稚園にあつては180円（主食費を20円とし、副食費を160円）」とする。
- 3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における学校給食費の納入に係る第7条の規定の適用については、同条第1項中「4,300円」とあるのは「4,000円」と、「4,600円」とあるのは「4,300円」と、「3,000円」とあるのは「2,800円」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第2条、第5条、第7条並びに附則第2項及び第3項の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る学校給食費について適用し、同日前の利用に係る学校給食費については、なお従前の例による。

————— \* \* \* —————

宮津市企業立地拡充促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 宮津市規則第4号

## 宮津市企業立地拡充促進条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市企業立地拡充促進条例施行規則（昭和63年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第9項中「第4条」を「第3条」に、「第5条」を「第4条」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第5項から第8項までを5項ずつ繰り下げ、第4項中「、集会及び宿泊」を「及び集会」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項を同条第4項とし、同項の次に次の4項を加える。

- 5 条例第2条第1号の「道路貨物運送業」とは、日本標準産業分類において道路貨物運送業に分類される産業をいう。
- 6 条例第2条第1号の「倉庫業」とは、日本標準産業分類において倉庫業に分類される産業をいう。
- 7 条例第2条第1号の「運輸に附帯するサービス業」とは、日本標準産業分類において運輸に附帯するサービス業に分類される産業をいう。
- 8 条例第2条第1号の「宿泊業」とは、日本標準産業分類において宿泊業に分類される産業をいう。（旅館、ホテル及び簡易宿所に分類されるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業を除く。）に限る。）

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 条例第2条第1号の「製造業に属する事業に類する事業」とは、京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例施行規則（平成14年京都府規則第2号）第2条に規定する事業をいう。

第3条中「第3条」を「第5条第2項」に改める。

第4条及び第5条中「第5条」を「第4条」に改める。

第6条第1項中「第6条第3項」を「第5条第3項」に改め、同項第1号中「及び非正規従業員」を削り、「対象正規従業員等」を「対象正規従業員」に、「合計人数」を「人数」に改め、同項第2号及び第3号中「対象正規従業員等の合計人数」を「対象正規従業員の人数」に改め、同条第2項中「第6条第1項」を「第5条第1項」に、「及び非正規従業員（非正規従業員にあっては、1年以上雇用している者に限る。）」を削り、「合計人数」を「人数」に、「対象正規従業員等」を「対象正規従業員」に改める。

第9条第1項中「第7条」を「第6条」に改める。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 宮津市規則第5号

## 宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

\* \* \*

宮津市立杉末会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 宮津市規則第6号

宮津市立杉末会館条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市立杉末会館条例施行規則（昭和52年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「会館に」を「会館の運営に」に改める。

第4条第1項中「委嘱し、又は任命」を「委嘱」に改め、第3号を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

\* \* \*

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 宮津市規則第7号

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例施行規則の一部を改正する規則

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例施行規則（令和4年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 市と包括連携協定を締結する国若しくは地方公共団体又はそれらが設置若しくは管理する機関が、市との連携事業を行うためにレンタルオフィスを使用するとき 10分の10

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 宮津市規則第8号

宮津市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

宮津市個人情報保護条例施行規則（平成14年規則第38号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

\* \* \*

助産及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 宮津市規則第9号

助産及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則

助産及び母子保護の実施に関する規則（昭和46年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「404,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 宮津市規則第10号

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則

宮津市事務分掌規則（平成28年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表企画財政部の部企画課の項中「定住・地域振興係 魅力発信係」を「移住定住・魅力発信係 文化スポーツ振興係」に改める。

第8条企画課企画政策係の項中第7号を次のように改める。

(7) 市民協働及び地域コミュニティに関する事。

第8条企画課企画政策係の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 地域情報化の推進に関する事。

第8条企画課定住・地域振興係の項及び魅力発信係の項を次のように改める。

移住定住・魅力発信係

(1) 関係人口の創出及び拡大に関する事。

(2) 移住及び定住に関する事。

(3) 空家対策に関する事。

(4) 高校、大学及び地域との連携推進及び人財づくりに関する事。

(5) シティプロモーションに関する事。

(6) 広報及び広聴並びに情報発信に関する事。

(7) ふるさと納税に関する事。

文化スポーツ振興係

(1) 文化及びスポーツの総括及び振興に関する事。

(2) 海の活用に関する事。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第11号

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和39年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「100分の47」を「100分の51.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の規定は、令和4年12月1日から適用する。

————— \* \* \* —————

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第12号

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（条例第2条に規定するフルタイム会計年度任用職員をいう。以下同じ。）」を削り、「前条の規定により決定された職務の級における最低の」を「別表第2に定める職種別号給基準表（以下「職種別号給基準表」という。）の基礎号給欄に定める」に改め、同条第2項中「その属する職務の級における最低の」を「職種別号給基準表の基礎号給欄に定める」

に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同表の上限号給欄に定める号給を超えることはできない。

第3条第3項を削る。

第4条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第5条中「他の会計年度任用職員」を「他のフルタイム会計年度任用職員」に改める。

第8条を第10条とする。

第7条第2項中「(条例第2条に規定するパートタイム会計年度任用職員という。以下同じ。)」を削り、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(休日勤務に係る報酬の割合)

第9条 条例第17条第2項の規則で定める割合は、100分の135とする。

第6条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の職務の級、号給等)

第6条 第3条から前条までの規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

職種職務分類表

職種の区分	職務の級	職務内容
(1) 定型的業務	1級	事務員(定型的な業務)、地区連絡所職員、用務員、給食調理員、調理員、日直職員その他これらに類する職
(2) 一般事務職相当業務	1級	事務員(一般事務)、火葬場作業員、学校等事務員その他これらに類する職
(3) 専門性を要求される業務	1級	杉末会館長、杉末会館指導員、消費生活相談員、指導主事、適応指導教室指導員、特別支援教育支援員、社会教育指導員、人権教育指導員、図書館長、保育士、幼稚園教諭、介護認定調査員、栄養士、看護師、養護師、介護福祉士その他これらに類する職
(4) 高度な専門性を要求される業務	2級	保健師、総括指導主事、部活動指導員その他これらに類する職

別表第2 (第3条関係)

職種別号給基準表

職種の区分	職務の級	基礎号給	上限号給
(1) 定型的業務	1級	5号給	12号給
(2) 一般事務職相当業務	1級	5号給	25号給
(3) 専門性を要求される業務	1級	15号給	34号給
(4) 高度な専門性を要求される業務	2級	1号給	17号給

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第4条関係)

経験年数換算表

職種の区分	経歴	換算率
(1) 定型的業務	国家公務員又は地方公務員で常勤又は非常勤の職員(非常勤の職員は、その勤務形態により市長が認める者に限る。)として在職した期間のうち、任用された会計年度任用職員の職務と種類が類似する職務に従事した期間が連続して6月以上ある期間	100分の100以下
(2) 一般事務職相当業務		

(3) 専門性を要求される業務	任用された会計年度任用職員の職務と同種の専門性を必要とする職務に従事した期間が連続して6月以上ある期間	100分の100以下
(4) 高度な専門性を要求される業務		

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

\* \* \*

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第13号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和38年規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

\* \* \*

宮津市職員の定年等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第14号

宮津市職員の定年等に関する条例施行規則

宮津市職員の定年等に関する条例施行規則（昭和61年規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮津市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務延長）

第2条 任命権者は、条例第4条第2項に規定する承認を得ようとするときは、勤務延長の期限延長承認申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、任命権者は、当該職員の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。

（勤務延長に係る職員の同意）

第3条 条例第4条第3項及び第4項に規定する職員の同意は、書面によってこれを得なければならない。

（勤務延長職員の異動の承認）

第4条 任命権者は、勤務延長をされている職員を他の職へ異動させる場合には、あらかじめ、市長の承認を得なければならない。

2 任命権者は、前項の承認を得ようとするときは、勤務延長職員の異動承認申請書を市長に提出しなければならない。

（勤務延長等に係る書面の交付）

第5条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を記載した書面を職員に交付しなければならない。

- (1) 職員が定年退職する場合
- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 条例第4条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合

(4) 条例第4条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合

(5) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

(勤務延長の状況の報告)

第6条 任命権者は、毎年6月末までに、勤務延長の状況報告書を提出して、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を市長に報告しなければならない。

(管理監督職への任用の制限の特例)

第7条 任命権者は、条例第9条第2項又は第4項に規定する承認を得ようとするときは、異動期間の再延長承認申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、任命権者は、当該職員の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第8条 条例第9条第3項に規定する規則で定める管理監督職は、市長が別に定める職とする。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第9条 条例第10条に規定する職員の同意は、書面によってこれを得なければならない。

(他の職への降任等に係る書面の交付)

第10条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を記載した書面を職員に交付しなければならない。

(1) 条例第8条第1項に規定する他の職への降任等をする場合

(2) 条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合

(3) 異動期間の期限を繰り上げる場合

(異動期間の延長の状況の報告)

第11条 任命権者は、毎年6月末日までに、異動期間延長の状況報告書を提出して、前年の4月2日からその年の4月1日までの間における異動期間が延長された職員に係る当該異動期間の延長の状況を市長に報告しなければならない。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第12条 条例第12条及び第13条第1項に規定する規則で定める情報は、定年前再任用されることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る書面の交付)

第13条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を記載した書面を職員に交付しなければならない。

(1) 定年前再任用を行う場合

(2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員が当然に退職する場合

(規則で定める組合)

第14条 条例第13条第1項の規則で定める組合は、次に掲げる組合とする。

(1) 宮津与謝消防組合

(2) 宮津与謝環境組合

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、勤務延長の期限延長承認申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3条第1項及び第2項の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 この規則による改正後の宮津市職員の定年等に関する条例施行規則第2条から第6条

までの規定は、宮津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第21号。以下「令和4年一部改正条例」という。）附則第3条第1項の規定による勤務延長（令和4年一部改正条例による改正後の宮津市職員の定年等に関する条例（以下この条及び附則第4条において「改正後の定年条例」という。）第4条の規定により引き続き勤務させることをいう。）について準用する。

- 2 令和4年一部改正条例附則第3条第2項に規定する規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年（令和4年一部改正条例附則第3条第2項に規定する新定年条例定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧定年条例定年（令和4年一部改正条例附則第4条第1項に規定する旧定年条例定年をいう。以下この条において同じ。）に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が改正後の定年条例第3条に規定する定年である職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 3 令和4年一部改正条例附則第3条第2項に規定する規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧定年条例定年に準じた年齢）に達している職員とする。

（暫定再任用）

第3条 令和4年一部改正条例附則第4条第1項及び第2項、第5条第1項及び第2項、第6条第1項及び第2項並びに第7条第1項及び第2項に規定する規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用（令和4年一部改正条例附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

- 2 令和4年一部改正条例附則第4条第5項又は第5条第3項において準用する令和4年一部改正条例附則第4条第5項に規定する職員の同意は、書面によってこれを得なければならない。

- 3 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を記載した書面を職員に交付しなければならない。

(1) 暫定再任用を行う場合

(2) 暫定再任用をされた職員の任期を更新する場合

(3) 任期の満了により暫定再任用をされた職員が当然に退職する場合

（令和4年一部改正条例附則第11条の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

第4条 令和4年一部改正条例第11条に規定する規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（改正後の定年条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が同条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。



- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和4年一部改正条例附則第11条に規定する規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。
- 3 令和4年一部改正条例第11条に規定する規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

\* \* \*

宮津市一般職職員の給与に関する条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮津市長 城崎雅文

#### 宮津市規則第15号

宮津市一般職職員の給与に関する条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号。以下「給与条例」という。）附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 宮津市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第3号。以下「定年条例」という。）第6条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、給与条例附則第16項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 給与条例附則第14項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（昭和32年規則第8号。以下「初任給規則」という。）第2条第5号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 給与条例第4条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第3に定める初任給基準表（第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 降号 宮津市職員の分限に関する条例（昭和30年条例第31号）第2条の2第1項に規定する降号をいう。
- (9) 上限額 給与条例第4条の2第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員

にあつては、当該給料月額に宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。

(10) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（給与条例附則第16項の規則で定める職員）

第3条 給与条例附則第16項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げるもの

ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員

イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

エ 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第18項の規定による給料の支給）

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第14項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなるもの（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第18項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合（給料表異動等が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員 市長の定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当するものに対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第18項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第18項の規定による給料の支給）

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（定年条例第9条の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第14項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなるもの（次条第1項、第3項及び第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第18項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第14項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる

職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。)に達しないこととなるもの(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第18項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
  - (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。)又は降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上したときにあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
  - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
    - ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
    - イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
  - (4) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員 市長の定める額
  - (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上

限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて、同項第5号に掲げるものに該当するものに対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第18項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第19項の規定による給料の支給）

第7条 降任等相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第14項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなるものには、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第19項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第14項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げるものには、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第19項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

(3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

(4) 降任等相当転任日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲

げる職員を除く。)のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第14項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「転任日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。)に達しないこととなるものには、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第19項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第14項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げるものには、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第19項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日以後に給料表異動等をした職員

(2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格(職員の同意を得て行うものを除く。)又は降号をした職員

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(4) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

(特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第19項の規定による給料の支給)

第9条 特例任用期間降格等職員(第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格(職員の同意を得て行うものに限る。)をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。)であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特例任用期間降格等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)に給与条例附則第14項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「降格等相当日給料月額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。)に達しないこととなるものには、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第19項の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
  - (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
  - 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
  - 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額を用いて、算出するものとする。
  - 4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第14項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げるものには、市長の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、市長の定める額を、給与条例附則第19項の規定による給料として支給する。
    - (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第2条第4号に規定する昇格をした職員
    - (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
    - (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。）又は降号をした職員
    - (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
    - (5) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

（人事交流等職員に対する給与条例附則第19項の規定による給料の支給）
- 第10条 初任給規則第6条の2各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第14項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳

に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときには、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第14項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなるものには、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第19項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第14項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げるものには、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第19項の規定による給料として支給する。
  - (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き初任給規則第6条の2各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
  - (2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
  - (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
  - (4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
  - (5) 人事交流等職員となった日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員（この規則により難い場合の措置）

第11条 給与条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の支給について、この規則により難い場合又はこの規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

\* \* \*

職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文



## 宮津市規則第16号

職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則

(宮津市職員の分限に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 宮津市職員の分限に関する条例施行規則(昭和33年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「但し」を「ただし」に改め、同条第2項中「但書」を「ただし書」に、「書面を」を「同項本文の書面を」に、「並びに」を「及び」に、「かえる」を「代える」に改め、同項に次の1項を加える。

3 条例附則第3項の規定による通知は、書面の交付その他の適当な方法により行わなければならない。

(宮津市職員通勤手当支給規則の一部改正)

第2条 宮津市職員通勤手当支給規則(昭和33年規則第17号)の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正)

第3条 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(昭和39年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「第4条の3第1項」を「第4条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部改正)

第4条 宮津市一般職職員の給与に関する規則(昭和42年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「第4条の3第2項」を「第4条の3」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(宮津市職員の育児休業等に係る手続等に関する規則の一部改正)

第5条 宮津市職員の育児休業等に係る手続等に関する規則(平成4年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第2条第4号ア(イ)」を「第2条第5号ア(イ)」に改める。

(宮津市管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第6条 宮津市管理職員特別勤務手当に関する規則(平成4年規則第8号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

(条例附則第14項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

2 条例附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「に、100分の70を乗じて得た(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする」とする。

(宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第7条 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第2号)を次のように改正する。

第4条第2項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

第9条第1項及び第2項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員(給与条例第4条の3第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定

年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第7項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(宮津市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第8条 宮津市職員の退職管理に関する規則(平成28年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第22条第2号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項本文」に改める。

(宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第9条 宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規則第9号)を次のように改正する。

第5条第2項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正に伴う経過措置)

2 宮津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年条例第21号。以下「令和4年一部改正条例」という。)附則第4条第4項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)は、第3条の規定による改正後の宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則第13条第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

(宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

3 令和4年一部改正条例附則第13条第4項に規定する暫定再任用短時間勤務職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、第4条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する規則第5条第2項第3号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同号の規定を適用する。

(宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

4 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)第4条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、同規則の規定を適用する。

5 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第9条第2項第2号、第5項及び第7項並びに第10条第2項の規定を適用する。

(宮津市職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

6 暫定再任用職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項本文の規定により採用された職員とみなして、第8条の規定による改正後の宮津市職員の退職管理に関する規則第22条第2号の規定を適用する。

## 告 示

宮津市告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の地縁による団体の認可を行ったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年3月2日

宮津市長 城崎雅文

認可を行った地縁による団体

1 名称 脇自治会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1) 会員相互の親睦及び連絡

(2) 美化、清掃等区域内の環境の整備及び地域の安全・防犯・自主防災活動

(3) 集会施設等の維持管理

(4) 各種団体との連絡調整

(5) その他本会の目的達成に必要な事項

3 区域

(1) 宮津市字脇の区域（小字川向16番地の5を除く。）

(2) 宮津市字中村小字マワリダ300番地の2から小字片山385番地までの区域

(3) 宮津市字小寺小字川原514番地の3から小字川原520番地の1まで及び小字由良谷720番地の1から小字由良谷723番地の4までの区域

(4) 宮津市字上司小字由良谷奥1番地から小字由良谷6番地の1まで、小字狐ヶ谷17番地から小字家カエ23番地まで及び小字中川原201番地の1の区域

4 主たる事務所の所在地 宮津市字脇264番地の1

5 代表者の氏名及び住所

氏名 井上浩靖

住所 &lt;省略&gt;

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無

7 代理人の有無 無

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 令和5年3月2日

\* \* \*

宮津市告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成9年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 岩ヶ鼻自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 &lt;省略&gt;

氏名 大橋正人

3 変更年月日 令和5年3月1日

4 変更の理由 団体役員の変更による。

令和5年3月3日

宮津市長 城崎雅文

\* \* \*

宮津市告示第10号

宮津市出産・子育て応援事業実施要綱を次のように定める。

令和5年3月3日

宮津市長 城崎雅文

## 宮津市出産・子育て応援事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和4年12月26日付け子発第1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、全ての妊婦・子育て世帯（妊婦及び主に0歳から2歳の乳幼児を養育する者をいう。以下同じ。）が安心して出産・子育てできるよう妊娠届出時から身近で相談に応じ、面談及び継続的な情報発信等を行うことを通じて、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産・子育て応援給付金の支給を行う経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 伴走型相談支援 全ての妊婦・子育て世帯に対し、出産・育児等の見通しを立てるため、対面による面談及びアンケート（以下「面談等」という。）を行い、安心して出産・育児ができるよう、様々なニーズに即した支援につなぐものをいう。
- (2) 出産応援給付金 妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）であって、面談等を行ったものに支給する給付金をいう。
- (3) 子育て応援給付金 児童を養育する者（以下「養育者」という。）であって、面談等を行ったものに支給する給付金をいう。
- (4) 出産・子育て応援給付金 出産応援給付金及び子育て応援給付金をいう。

## (伴走型相談支援を行う時期)

第3条 伴走型相談支援は、次に掲げる時期に行う。

- (1) 妊娠届出時
- (2) 妊娠8箇月前後（妊婦が面談を希望する場合、又は妊婦の状況等から支援が必要と判断した場合に限る。）
- (3) 出生届出後（原則として生後4箇月頃までとする。）

## (面談等の実施内容)

第4条 面談等の実施内容は、次の各号に掲げる時期の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 妊娠届出時 妊娠期から出産後までの見通し、過ごし方等について、妊婦と共に確認し、必要な支援サービスを案内するもの
- (2) 妊娠8箇月前後 産前産後の見通しや過ごし方、出産準備、産後の必要な手続及び利用できるサービス等について、妊婦に寄り添って計画を立てていくもの
- (3) 出生届出後 産後に利用できる支援サービス等について紹介し、必要に応じて利用を案内するとともに、出産後の育児の悩みに対し、養育者に寄り添って相談支援を行うもの

## (給付金の支給)

第5条 市長は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であって、別表の給付金の区分に応じ、同表の支給対象者の欄に定めるものに対し、同表の支給額の欄に定める額の出産・子育て応援給付金を支給する。

## (申請及び支給決定)

第6条 出産・子育て応援給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の給付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により、市長に申請しなければならない。

- (1) 出産応援給付金 宮津市出産応援給付金支給申請書

## (2) 子育て応援給付金 宮津市子育て応援給付金支給申請書

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当と認めるときは、支給を決定し、宮津市支給決定通知書により申請者に通知し、給付金を支給するものとする。
- 3 前項に規定する審査において、提出物に不備又は添付書類の不足が認められたときは、当該審査を保留することとし、当該不備の補正又は不足書類の補完（以下「不備の補正等」という。）について、市は期限を定めて、当該申請者に通知するものとする。

## (申請期限)

第7条 出産・子育て応援給付金の申請は、次の各号の給付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに行うものとする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 出産応援給付金 妊娠に係る子の出生日の前日

(2) 子育て応援給付金 養育する児童が3歳に達する日の前日

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）から前条に定める申請期限までに申請が行われなかった場合、当該支給対象者が、本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 第6条第3項の規定において、市が確認等に努めたにもかかわらず、市が定めた期限内に申請者による不備の補正等が行われなかった場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

3 市長が第6条第2項の規定による支給決定を行った後、申請者の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請者による補正が行われなかったことその他申請者の責めに帰すべき事由により支給ができなかった場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、出産・子育て応援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により出産・子育て応援給付金の支給を受けた者に対し、給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 出産・子育て応援給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、宮津市給付金支給申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）において、令和4年4月1日から施行日の前日までに出生している本市に住所を有する児童（以下「遡及対象児童」という。）を養育する本市に住所を有する者（以下「遡及支給養育者」という。）で、他の自治体から当該遡及対象児童に係る本事業と同様の支給を受けていない者については、第5条の規定にかかわらず、出産・子育て応援給付金の支給の対象者とする。

3 遡及支給養育者は、施行日以後、市長が別に定めるアンケートを提出し、本事業の適切な実施のため関係機関等が必要な情報を確認し、共有することについての同意をした上で、宮津市出産・子育て応援給付金申請書を令和5年8月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、申請前に当該遡及対象児童が死亡した遡及支給養育者については、アンケートの提出を省略することができる。

4 施行日において、令和4年4月1日から施行日の前日までに妊娠の届出をし、出産を終えていない本市に住所を有する妊婦（以下「遡及支給妊婦」という。）で、他の自治体から当該妊娠に係る本事業と同様の支給を受けていない者については、第5条の規定にかかわらず、出産応援給付金の

支給の対象者とする。

- 5 遡及支給妊婦は、施行日以後、市長が別に定めるアンケートを提出し、本事業の適切な実施のため関係機関等が必要な情報を確認し、共有することについての同意をした上で、宮津市出産応援給付金申請書を令和5年8月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、申請前に流産又は死産となった遡及支給妊婦については、アンケートの提出を省略することができる。
- 6 前項の規定による申請を行った日において、妊娠した児童を出生している遡及支給妊婦に係る出産・子育て応援給付金の申請は、遡及支給養育者の申請の例による。

別表（第5条関係）

給付金	支給対象者	支給額
出産応援給付金	第3条に定める時期に面談等を行った者であつて、施行日以後に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）。ただし、他の自治体から本事業と同様の支給を受けている者を除く。	妊娠1回につき5万円
子育て応援給付金	第3条に定める時期に面談等を行った者であつて、施行日以後に出生した児童を養育するもの。ただし、他の自治体から本事業と同様の支給を受けている者、同一の児童を養育する他者に対して、子育て応援給付金が支給された者並びに児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同号に規定する障害児入所施設等の設置者及び法人を除く。	養育する児童1人につき5万円

\* \* \*

宮津市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年3月17日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があつたので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 梅ヶ谷自治会
- 2 変更があつた事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 西村啓佑
- 3 変更年月日 令和5年3月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。  
令和5年3月14日

宮津市長 城崎雅文

\* \* \*

宮津市告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1事業を行う事業者から、事業の廃止の届出があつたので、次のとおり告示する。

令和5年3月20日

宮津市長 城崎雅文

- 1 事業所の名称 社会福祉法人成相山青嵐荘
- 2 介護保険事業所番号 2672100068
- 3 事業者の名称 ヘルパーステーション青嵐荘

- 4 事業所の所在地 宮津市字日置780番地
  - 5 廃止年月日 令和5年3月31日
  - 6 サービス事業の種類 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）
- \* \* \* —————

宮津市告示第13号

次の特定子ども・子育て支援施設から、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等の確認辞退の届出があったので、同法第58条の11第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月20日

宮津市長 城崎雅文

- 1 提供者の名称 森岡扶規子
  - 2 施設の名称 キッズスクール HOP STEP
  - 3 施設の所在地 <省略>
  - 4 辞退年月日 令和5年3月31日
  - 5 施設等の種類 認可外保育施設
- \* \* \* —————

宮津市告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により、宮津市森林整備計画の一部を変更した。

なお、一部を変更した計画は、令和5年4月1日にその効力を生じるものとし、宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）において縦覧に供する。

令和5年3月28日

宮津市長 城崎雅文

————— \* \* \* —————

宮津市告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第3項の規定により、市道路線を次のとおり一部廃止した。

なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において、令和5年3月31日から令和5年4月14日まで縦覧に供する。

令和5年3月30日

宮津市長 城崎雅文

路線名	旧新別	認定路線		
		区 間	重要な経過地	延長(m)
今 宮	旧	(起点) 宮津市字里波見小字中田552番 (終点) 宮津市字里波見小字橋詰203番地先	—	423.2
	新	(起点) 宮津市字里波見小字中田552番 (終点) 宮津市字里波見小字橋詰445番3	—	404.5

————— \* \* \* —————

宮津市告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第3項の規定により、市道路線を次のとおり一部廃止した。

なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において、令和5年3月31日から令和5年4月14日まで縦覧に供する。

令和5年3月30日

宮津市長 城崎雅文

路線名	旧新別	認定路線		
		区 間	重要な経過地	延長(m)
今宮	旧	(起点) 宮津市字里波見小字中田552番地先 (終点) 宮津市字里波見小字橋詰203番地先	—	423.2
	新	(起点) 宮津市字里波見小字中田552番地先 (終点) 宮津市字里波見小字橋詰445番3	—	404.5

\* \* \*

宮津市告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において令和5年3月31日から令和5年4月14日まで縦覧に供する。

令和5年3月30日

宮津市長 城崎雅文

路線名	道路の区域			
	区 間	変更の 前後別	敷地幅員 (m)	延長(m)
中 田	(起点) 宮津市字里波見小字 宮越617番地先 (終点) 宮津市字里波見小字 浜田65番2	前	3.00~9.30	649.8
		後		636.9

\* \* \*

宮津市告示第18号

前尾記念クロスワークセンターMIYAZUの利用料金を次のとおり承認したので、前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例施行規則（令和4年規則第13号）第6条第3項の規定により告示する。

令和5年3月30日

宮津市長 城崎雅文

1 利用料金

使用場所及び区分		使用の単位	使用者	利用料金の額	
レンタル オフィス	1	1月	法人	31,000円	
	2			34,000円	
	3			34,000円	
	4			31,000円	
	5			24,000円	
	6			23,000円	
	7			30,000円	
	8			26,000円	
	9			43,000円	
ワーク スペース レス フリー アド	席利用	1席	市内在住・ 在勤	3時間未満	1人につき330円
				市外在住	1人につき550円
			市内在住・ 在勤	3時間以上	1人につき550円
				市外在住	1人につき1,100円



				1月	市内在住・ 在勤	1人につき3,300円
					市外在住	1人につき5,500円
		ス ス 利 用	全 面	3時間未満		3,300円
				3時間以上		3時間未満料金に1時間につき1,000円を加算した額
		個別ブース		1時間		
温水シャワー				1回		

2 適用年月日 令和5年4月1日

\* \* \*

宮津市告示第19号

宮津市火葬場の使用停止期間における他市町火葬場使用に係る補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市火葬場の使用停止期間における他市町火葬場使用に係る補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市火葬場の使用停止期間における他市町火葬場使用に係る補助金交付要綱（令和2年告示第130号）の一部を次のように改正する。

第3条中「等に伴う」を「その他市長が火葬場の使用停止が必要と認めた」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第20号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

令和5年3月31日

宮津市長 城崎雅文

1 宮津市民体育館（宮津市字浜町3000番地）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 宮崎茂樹

所在地 宮津市字浜町3000番地

(2) 指定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 宮津運動公園（宮津市字上司297番地ほか）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 宮崎茂樹

所在地 宮津市字浜町3000番地

(2) 指定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 宮津市B&G海洋センター（宮津市字田井337番地の1）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益社団法人京都府青少年育成協会

代表者 会長 上田静男

- 所在地 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104番地の2 京都府庁西別館3階
- (2) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 宮津漁師町観光商業センター（宮津市字漁師1775番地の25）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
- 名称 宮津フードファクトリー合同会社
- 代表者 代表社員 株式会社丹友商事
- 職務執行者 中村 俊幸
- 所在地 宮津市字漁師1775番地の25
- (2) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 5 宮津市由良診療所（宮津市字由良761番地の1）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
- 名称 YMSほりかわ
- 代表者 会長 堀川 義治
- 所在地 <省略>
- (2) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

————— \* \* \* —————

#### 宮津市告示第21号

宮津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

宮津市長 城崎 雅文

#### 宮津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新婚世帯に対して住宅の確保に要する費用の支援を行うことにより、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、本市の少子化対策を図るため、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金の申請年度中又は申請年度の前年度の3月1日から3月31日までに婚姻届を提出した世帯で、婚姻届提出時において、夫婦の双方が39歳以下の者である世帯
- (2) 所得 給与所得者の場合は1年間の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した金額をいい、自営業者の場合は売上金額から必要経費を控除した金額をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助の対象となる世帯は、本補助金の交付申請時に夫婦の双方又は一方が本市の住民基本台帳に記録されている新婚世帯で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 夫婦の所得の合算額（以下「世帯所得」という。）が、500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が本補助金の交付申請時に貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学及び生活のために貸与された資金をいう。）の返済を行っている場合は、貸与型奨学金の年間返済額を控除して世帯所得を算出する。
- (2) 夫婦の双方が市町村税（地方税法（昭和25年法律第226号第5条に規定する税をいう。）及び府税（地方税法第4条に規定する税をいう。）を滞納していないこと。
- (3) 夫婦の双方が過去に本要綱による補助金を受けていないこと。
- (4) 夫婦の双方が宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当

するものとする。

- (1) 婚姻に伴う住宅賃借に係る賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料に要する費用（翌年度分のものを申請年度中に支払ったものを除く。）
- (2) 婚姻に伴う宮津市内の住宅への引越し費用（引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。）

2 前項各号の規定にかかわらず、補助対象経費に対し、国、府又は本市の他の制度による補助金等又は勤務先等からの住宅手当等の交付を受けるときは、当該補助金等の額を控除した経費を補助対象経費とする。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と次の各号に掲げる補助基準額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 夫婦の双方が婚姻日において29歳以下の者である世帯 60万円
- (2) 前号を除く夫婦の双方が婚姻日において39歳以下の者である世帯 30万円

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業実施年度の末日までに宮津市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助を受けたとき。
- (2) 前条の請求を行わないとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、その旨を申請者に通知し、補助金が交付されている場合は、当該補助金を返還させるものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業が完了したときは、規則第10条の規定により事業実施年度の末日までに宮津市結婚新生活支援事業補助金実績報告書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（調査等への協力）

第9条 市長は、申請者に本事業の効果検証等のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、交付申請書等の様式その他必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第22号

宮津市子育て世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市子育て世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、本市への移住及び定住促進並びに少子化対策を図るため、多子世帯又は三世代で同居若しくは近居する子育て世帯に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところ

により、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者（妊娠中の子を含む。）をいう。
- (2) 多子世帯 3人以上の子が属する世帯をいう。
- (3) 三世代 親子及び子の祖父母（祖父又は祖母のいずれか一方のみの場合を含む。）をいう。
- (4) 三世代同居 同一の住宅に居住したことのない親子及び子の祖父母のうちいずれか一方又は両方が、補助金の交付の申請をする年度（以下「申請年度」という。）内に住所変更（住民票に記載されている住所の変更をいう。以下同じ。）を行い、親子及び子の祖父母が市内において同一の住宅に居住することをいう。
- (5) 三世代近居 同一の住宅又は直線距離2キロメートル以内にある住宅に居住したことのない親子及び子の祖父母のうちいずれか一方又は両方が、申請年度内に住所変更を行い、次のいずれかに該当することをいう。
  - ア 親子及び子の祖父母が、それぞれの住宅から直線距離2キロメートル以内に居住すること。
  - イ 住所変更前に異なる市町村に居住していた親子と子の祖父母が、いずれも市内に居住すること。
- (6) リフォーム 住宅の修繕、改修、増改築を市内に本店又は主たる事業所を有する事業者と契約して行う工事をいう。
- (7) 年収 税金及び社会保険料等を含めた1年間の収入の総額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、同一の世帯（三世代同居又は三世代近居の場合は、祖父母の世帯を含む。）において次に掲げる要件のいずれにも該当する者が複数ある場合は、いずれかの者とする。

- (1) 多子世帯又は三世代同居若しくは三世代近居する世帯に属する者（補助金を申請する年度においてその予定が確実な場合を含む。）であること。
- (2) 自らが居住する住宅のリフォームで、子の親権者の年収の合算額が750万円未満であること。
- (3) 世帯を構成する者の全員が、市町村税（地方税法（昭和25年法律第226号第5条に規定する税をいう。）及び府税（地方税法第4条に規定する税をいう。）を滞納していないこと。
- (4) 世帯を構成する者の全員が、過去に本要綱による補助又は他の地方公共団体からの同種の補助等を受けていないこと。
- (5) 世帯を構成する者の全員が、宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、多子世帯が居住するための住宅又は三世代同居若しくは三世代近居のための住宅のリフォームに要する費用とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額と補助基準額100万円のいずれか少ない方の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定により、宮津市子育て世帯リフォーム支援事業補助金交付申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者が、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第

8条の規定により速やかに宮津市子育て世帯リフォーム支援事業変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業が完了したときは、規則第10条の規定により補助金の交付の決定を受けた年度の末日までに宮津市子育て世帯リフォーム支援事業実績報告書に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段等により、交付の決定又は補助金の交付を受けたものがあるときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

(調査等への協力)

第10条 市長は、申請者に本事業の効果検証等のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、宮津市子育て世帯リフォーム支援事業補助金交付申請書等様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第23号

宮津市移住支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内への移住及び定住促進のため、京都府と連携して行う移住支援事業において、東京圏から本市に移住した者が対象の求人を充足して定着に至った場合又は京都府の実施する起業支援事業費補助金の助成対象者となった場合に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市(地方自治法(昭和22法律第67号)第252条の19第1項の指定都市を除く。)町村の地域をいう。
  - ア 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
  - イ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域
  - ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島
  - エ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
  - オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域
- (3) 移住者 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入(本市の区域内に住所を定めるものに限る。以下「転入」という。)をした者であって、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 転入をした日の前日において引き続き1年以上東京都区部(東京都の特別区の存する区域をいう。以下同じ。)内に住所を有していた者であって、転入をした日前10年間に於いて東京都

区部内に住所を有していた期間の合計が5年以上であるもの

イ 転入をした日の前日において引き続き1年以上東京圏内（条件不利地域を除く。）に住所を有し、かつ、転入をした日前10年間に於いて東京都区部内に所在する事業所において業務に従事していた期間（東京都区部内の大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校をいう。）へ入学し、東京都区部内の事業所へ就職した者については、その在学期間を加えた期間）の合計が5年以上である者であつて、転入をした日前3月間に於いて引き続き1年以上、当該事業所において業務に従事していたもの（当該事業所において業務に従事しなくなった日から転入をした日までの間に京都府の区域外（東京都区部を除く。）に所在する事業所において業務に従事していた者を除く。）

(4) 指定事業者 京都府移住支援事業補助金交付要綱（平成31年京都府告示第165号）第2条第4号の規定により京都府知事が指定する事業者をいう。

(5) 移住先就業 次に掲げる要件のいずれにも該当する就業をいう。

ア 指定事業者に雇用保険法（昭和49年法律第116号）4条第1項に規定する被保険者として新たに雇い入れられること。

イ 指定事業者の事業所（東京圏外に所在するものに限る。）において業務に従事すること。

ウ 勤務時間が週20時間以上である無期の雇用契約に基づく就業であること。

(6) テレワーク移住 移住者がその転入前に就業していた事業者の業務に引き続き従事するときの転入であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者として雇い入れられていること。

イ 自らの所属する事業者等からの命令ではなく、自己の意思による転入であること。

ウ 移住者が所属する事業者が移住者に移住に係る資金を提供している場合にあつては、デジタル田園都市国家構想推進交付金交付要綱（令和4年2月25日付け府地創第63号）に基づく交付金（地方創生に資するテレワークに係るものに限る。）をその財源に充当していないこと。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する移住者とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

ア 補助金の交付を申請する日（以下「交付申請日」という。）において継続して3月以上移住先就業をした指定事業者に勤務していること。

イ 交付申請日から継続して5年以上移住先就業をした指定事業者に勤務する意思を有していること。

ウ 交付申請日から継続して5年以上本市に居住する意思を有していること。

エ 日本国籍を有していること又は日本国籍を有していない場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有していること。

オ 農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第928号）に基づく移住に伴う移転等に要する経費を補助対象経費とする補助金を受給していないこと。

カ 3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている指定事業者において移住先就業をした者でないこと。

キ 市長が認めるホームページに掲載され、補助金の対象となる旨が明示された求人に応募したことで開始される移住先就業をした者であること。

(2) 京都府中小企業事業継続・承継支援強化事業を利用した移住及び就業を行う者であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 前号ア及びウの要件のいずれにも該当する者

イ 離職することが前提でないこと。

(3) テレワーク移住を行う者であつて、第1号ウからオまでの要件のいずれにも該当するもの

(4) 起業に関する要件は、京都府の実施する起業支援事業費補助金の交付の決定を受けており、か

つ、当該補助金の交付の決定を受けた日から1年を経過していないこととする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、移住者が2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円とする。

2 補助金の交付は、1世帯(単身の場合を含む。)につき、1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条の規定により宮津市移住支援事業補助金交付申請書に關係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助を受けたとき。

(2) この要綱及び關係法令に違反したとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(実績報告)

第7条 補助事業が完了したときは、規則第10条の規定により宮津市移住支援事業補助金交付申請書に關係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(返還請求)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 補助金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 補助金の申請日から1年以内に当該補助金の要件を満たす職を辞した場合

エ 京都府の実施する起業支援事業費補助金の交付の決定が取り消された場合

(2) 半額の返還 補助金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、宮津市移住支援事業補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市告示第24号

宮津市定住支援空家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市定住支援空家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市定住支援空家等改修事業補助金交付要綱(平成24年告示第50号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第4条第1項第1号ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の宮津市定住支援空家等改修事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に空

家等を購入等した者について適用し、同日前に空家等を購入等したものについては、なお従前の例による。

\* \* \*

宮津市告示第25号

宮津市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域おこし協力隊設置要綱（平成25年告示第104号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 都市部等への地域の情報発信活動
- (5) 移住相談等の移住者向けの支援活動

第10条を第12条とし、第7条から第9条までを2条ずつ繰り下げる。

第6条第1項中「隊員」を「個人型隊員」に改め、同条第2項中「隊員」を「個人型隊員」に改め、「により、」の次に「予算の範囲内で」を加え、同条第3項中「隊員」を「個人型隊員」に改め、同条に次の1項を加える。

4 委託型隊員の雇用及び活動に要する経費は、受入団体が協力隊設置業務の委託料の範囲内で負担するものとする。

第6条を第8条とする。

第5条第1項及び第2項中「隊員」を「個人型隊員」に改め、同条に次の1項を加える。

4 委託型隊員の活動時間及び活動日数は、市と協議の上で、受入団体が定めるものとする。

第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

（隊員の区分）

第5条 隊員は、次の各号のいずれかに区分し、従事する活動内容を考慮した上で、市長が決定するものとする。

- (1) 個人型隊員 個人として第2条の活動に従事する隊員
  - (2) 委託型隊員 第3条の規定により委託する受入団体に雇用され、第2条の活動に従事する隊員
- 第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（協力隊設置業務の委託）

第3条 市長は、協力隊設置業務の全部又は一部を、別に定めるところにより、法人又は任意の団体等（以下「受入団体」という。）に委託することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮津市地域おこし協力隊設置要綱の規定は、令和5年4月1日以後に隊員として委嘱された者について適用し、同日前に隊員として委嘱された者については、なお従前の例による。

\* \* \*

宮津市告示第26号

宮津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱（平成31年告示第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第1項」を「第4条第1項」に改める。



## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

\* \* \*

## 宮津市告示第27号

宮津市医療技術職確保奨学金返還支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 宮津市医療技術職確保奨学金返還支援補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、大学等での医療技術等の修学のために奨学金の貸与を受けた者に対し、奨学金の返還に要する経費の支援を行うことにより、京都府立医科大学附属北部医療センター（以下「北部医療センター」という。以下同じ。）の医療技術者を確保し、地域医療の充実に資するため、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。）及び同法第124条に規定する専修学校（専門課程又は一般課程に限る。）をいう。
- (2) 医療技術者 薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、管理栄養士、臨床工学技士及び歯科衛生士をいう。

## (補助金の交付対象奨学金)

第3条 補助金の交付の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金
- (2) 国又は地方公共団体が貸与する奨学金
- (3) 大学等が貸与する独自の奨学金
- (4) その他市長が認める奨学金

## (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 医療技術者として北部医療センターに勤務する医療技術職員（任期付職員を含む。）であり、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上である者
- (2) 月賦、半年賦若しくは年賦により奨学金の返還を行っている者又は本補助金の交付を申請する年度内に月賦、半年賦若しくは年賦により奨学金の返還を開始する者
- (3) 奨学金の返還に滞納がない者
- (4) 市町村税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）を滞納していない者
- (5) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でない者

## (補助対象期間)

第5条 補助金の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助対象者が北部医療センターに就業した月又は奨学金の最初の返還期日に属する月のいずれか遅い月から起算して120月を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当したときは、補助対象期間の終期は当該事実が生じた日の属する月までとする。

- (1) 奨学金を完済したとき。
- (2) 奨学金の返還が免除されたとき。
- (3) 前条第1号に規定する就業を終えたとき。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助金の交付を申請する年度（補助対象期間に限る。以下「申請年度」という。）の前年度の1月（ただし、補助対象期間が2月以降の場合は、前条第1項に掲げる起算月とする。）から当年度の12月まで（以下「算定期間」という。）の各月の奨学金の返還金相当額（利子を含み、遅延利息及び振込手数料を除き、3万円を上限とする。）の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、算定期間に奨学金の繰上げ償還を行った場合は、繰上げ償還を含めた奨学金の返還金相当額（利子を含み、遅延利息及び振込手数料を除き、36万円を上限とする。）を補助金の額とする。

3 奨学金の返還が半年賦又は年賦による場合は、申請年度の返還額を算定期間で除した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を月額とする。

4 滞納繰越による奨学金の返還額は、前項に規定する補助金の額に含まないものとする。

5 第1項に規定する額を次に掲げる負担割合に基づき、宮津市、伊根町及び与謝野町（以下「関係市町」という。）が分賦し、それぞれが支援するものとする。

- (1) 均等割 10パーセント
- (2) 人口割 90パーセント

6 前項第2号の人口割の基準となるべき人口は、最近の国勢調査による人口とする。

7 第4項の規定により算出した額に端数が生じたときは、関係市町で協議し、分担額を決定するものとする。

(認定の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、就業した日から30日以内に、医療技術職確保奨学金返還支援補助金補助対象者認定申請書（以下「認定申請書」という。）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の名称、借入金額、借入期間、返還計画及び返還実績が証明できる書類
- (2) 就業証明書
- (3) その他市長が認定のために必要と認める書類

2 前項の申請は、初年度限りとする。

(認定の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定の可否を医療技術職確保奨学金返還支援補助金補助対象者認定（不認定）通知書により認定申請者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第9条 前条の規定により、補助対象者として認定を受けた者（以下「補助認定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、医療技術職確保奨学金返還支援補助金補助対象者認定内容変更届（以下「変更届」という。次項において同じ。）に必要書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所に変更があったとき。
- (2) 補助金の交付対象となる奨学金の返還内容に変更が生じたとき。
- (3) 退職又は雇用形態に変更が生じたとき。
- (4) 奨学金の返還猶予又は免除を受けたとき。
- (5) 奨学金の繰上償還又は減額返還を行う場合等返還計画に変更が生じたとき。
- (6) その他申請内容に変更が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による変更届の提出があったときは、その内容を審査し、内容を変更したときは、医療技術職確保奨学金返還支援補助金補助対象者認定内容変更承認通知書により、補助対象

者の要件を満たさなくなったときは、医療技術職確保奨学金返還支援補助金補助対象者認定取消通知書により、補助認定者に通知するものとする。

(交付申請)

第10条 補助認定者は、申請年度の1月末日までに医療技術職確保奨学金返還支援補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。次項において同じ。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書、通帳、振込依頼書の写し等奨学金の返還額を証する書類
- (2) 就業証明書
- (3) 奨学金借入残額及び償還期間を証明する書類
- (4) 市町村税に滞納がないことの証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助認定者が第5条第2項の規定に該当した場合は、同条第1項に掲げる申請期日にかかわらず、補助金交付申請書に前項第1号から第5号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第11条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、補助金の額を確定し、医療技術職確保奨学金返還支援補助金交付決定兼確定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 交付の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (3) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、認定申請書等の様式その他補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、施行日以後に行われる職員募集により北部医療センターに就業する者について適用する。

\* \* \*

宮津市告示28号

宮津市民体育館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市民体育館条例施行規則（令和3年規則第8号）第6条第3項の規定により告示する。

令和5年3月31日

宮津市長 城崎雅文

1 利用料金

(1) 体育館利用料金

使用時間		利用料金			
		午前	午後	夜間	全日
使用区分		午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
	全面使用	3,760円	7,520円	9,420円	18,840円
競技場	使部分 競技場の2分 の1を使用する 場合	1,880円	3,760円	4,710円	9,420円

	競技場の4分の1を使用する場合	940円	1,880円	2,400円	4,710円
剣道場		940円	1,880円	2,300円	4,710円
柔道場		940円	1,880円	2,300円	4,710円
多目的練習場		1,460円	2,400円	2,610円	5,860円
トレーニング室(1人につき)		310円	310円	310円	—
会議室		620円	830円	1,040円	2,300円
健康体力相談室		410円	620円	830円	1,670円

備考

- 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金は、この表に定める額の3倍とし、営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の5倍とする。
- 2 定期利用団体に登録した団体（1月の利用回数が概ね3回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。
- 3 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 4 トレーニング室の使用について、半年会員又は回数券で使用する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

トレーニング室会員等利用料金

区 分		利用料金	備 考
トレーニング室	半年会員	7,850円	申込日から半年
	回数券(11回)	3,140円	

(2) 冷暖房装置利用料金

使用場所及び区分		利用料金
剣道場	冷房料	1時間につき 410円
	暖房料	1時間につき 410円
柔道場	冷房料	1時間につき 410円
	暖房料	1時間につき 410円
会議室	冷房料	1時間につき 310円
	暖房料	1時間につき 310円

備考 柔道場及び剣道場の冷暖房装置を使用する場合は、1時間につき410円の冷房料金又は暖房料金をそれぞれ利用料金に加算する。

会議室の冷暖房装置を使用する場合には、1時間につき310円の冷房料金又は暖房料金をそれぞれ利用料金に加算する。

(3) 付属設備利用料金

区 分	単 位	利用料金	備 考
移動ステージ	一式 一日につき	20,950円	
バレーボール競技用具	1組 1日につき	200円	
バドミントン競技用具	1組 1日につき	200円	
テニス競技用具	1組 1日につき	200円	
バスケット競技用具	1組 1日につき	1,040円	

ハンドボール競技用具	1組 1日につき	200円	
卓球競技用具	1組 1日につき	200円	
放送設備	一式 1日につき	1,570円	ワイヤレスマイクロホンを含む。
展示用パネル	1枚 1日につき	100円	
コインロッカー	1回	50円	
電 光 器 具	システムカウンター	1台 1日につき	操作盤
	ショットクロック	1台 1日につき	
	スポーツタイマー	1台 1日につき	
温水シャワー	1回	100円	
ジェットヒーター	1台 1時間につき	550円	

備考 定期利用団体に登録した団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。(コインロッカー、温水シャワー及びジェットヒーターを除く。)

## 2 適用年月日

令和5年4月1日

\* \* \*

## 宮津市告示第29号

宮津運動公園の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市都市公園条例施行規則（平成4年規則第13号）第7条第3項の規定により告示する。

令和5年3月31日

宮津市長 城崎雅文

## 1 利用料金

### 運動公園利用料金

区 分		使用の単位		利用料金の額
施 設	宮津市民球場	1面	1時間	1,880円
	宮津市民グラウンド	全面	1時間	620円
		1/2面	1時間	410円
	宮津市民テニスコート	第1	1面	1時間
第2		1面	1時間	210円

- 1 定期利用団体に登録した団体（1か月間の使用回数が概ね3回以上の団体等であらかじめ指定管理者が登録した団体等をいう。以下同じ。）が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする（第2テニスコート除く。）。

(注) 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の5倍の額とする。

### 付属設備利用料金

区分		使用の単位		利用料金の額	
付 属 設 備	宮津市民球場付属電気施設	一式	1時間	410円	
	夜間 照明灯	宮津市民グラウンド	全面	1時間	4,180円
			南面	1時間	2,300円
		北面	1時間	1,880円	
	宮津市民テニスコート	1面	1時間	520円	
放送設備	一式	1時間	210円		

天幕	1張	1日	520円
長机	1脚	1日	50円
椅子	1脚	1日	30円
シャワー		1回	100円
コインロッカー		1回	100円

- 1 定期利用団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする  
(シャワー、コインロッカー除く。)
- 2 適用年月日  
令和5年4月1日

\* \* \*

宮津市告示第30号

宮津市B&G海洋センターの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市B&G海洋センター条例施行規則(平成29年規則第24号)第5条第3項の規定により告示する。

令和5年3月31日

宮津市長 城崎雅文

1 利用料金

(1) 体育館利用料金

区分	利用料金			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
高校生以下	1,010円	1,520円	1,520円	3,660円
一般	2,030円	3,050円	3,050円	7,330円

備考

- 1 区分は、主たる使用者により行う。
- 2 「高校生」とは、高等学校又は高等専門学校の生徒又は学生及びこれらの者に準じる者をいう。
- 3 「一般」とは、高校生以下の者以外の者をいう。
- 4 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 5 使用時間の繰り上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額(その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。

(2) 体育館冷暖房装置利用料金

区分	利用料金
冷房料	1時間につき 1,010円
暖房料	1時間につき 1,010円

- 2 適用年月日  
令和5年4月1日

\* \* \*

宮津市告示第31号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を令和5年4月1日から令和6年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住所 &lt;省略&gt;

氏名 天橋立文珠繁栄会 会長 幾世健史

\* \* \*

宮津市告示第32号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務を令和5年4月1日から令和6年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住所 京都市下京区西七条掛越町65番地

氏名 公益社団法人京都府獣医師会

\* \* \*

宮津市告示第33号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を令和5年4月1日から令和6年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住所 &lt;省略&gt;

氏名 小田浩貴

\* \* \*

宮津市告示第34号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を令和5年4月1日から令和5年9月30日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住所	氏名
宮津市字川向1458番地	南 幸一郎
宮津市字鶴賀2163番地の11	河 島 富 雄
宮津市字吉原2552番地の1	富 田 久 雄
宮津市字喜多1157番地	本 間 泉
宮津市字喜多2260番地の2	松 岡 照 幸
宮津市字上司505番地	河 島 紘 三
宮津市字由良2131番地	熊 田 祐 子
宮津市字文珠462番地の2	山 下 大 輔
宮津市字須津413番地の48	ヤノ株式会社
宮津市字大垣804番地	羽 淵 扶喜男
宮津市字溝尻399番地	内 藤 博 子

\* \* \*

宮津市告示第35号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋（燃や

すごみ用袋、燃やさないごみ用袋)の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を令和5年4月1日から令和6年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住 所	氏 名
宮津市字本町1011番地	株式会社富田
宮津市字魚屋883番地の1	有限会社島崎元水堂
宮津市字魚屋941番地	有限会社梅徹商店
宮津市字漁師1775番地の26	天橋立市場株式会社
宮津市字杉末1515番地	武田利代子
宮津市字蛭子1127番地	三輪修
宮津市字川向1458番地	南幸一郎
石川県白山市松本町2512番地	株式会社フクヤ
宮津市字鶴賀2163番地の11	河島富雄
宮津市字惣382番地の3	株式会社じょうけ
宮津市字宮村1056番地の1	ファミリーマート宮津天橋立インター店 店長 吉田真也
宮津市字宮村1203番地	株式会社コメリ コメリハード&グリーン宮津店 店長 森戸祐貴
宮津市字波路2170番地	株式会社山本金物店
宮津市字波路町2329番地	株式会社小野澤商店
宮津市字獅子崎123番地の6	株式会社イナヨー
宮津市字獅子崎144番地の35	三丹商事株式会社
宮津市字由良219番地	ローソン由良店 店長 赤松伸一
宮津市字由良2131番地	熊田祐子
宮津市字由良2536番地	小西義光
宮津市字須津413番地の48	ヤノ株式会社
宮津市字須津748番地の1	株式会社黒岡
宮津市字須津145番地の1	橋本英一
宮津市字文珠462番地の2	山下大輔
宮津市字大垣804番地	羽瀨扶喜男
宮津市字溝尻399番地	内藤博子
宮津市字大島200番地	島崎幹朗
宮津市字大島465番地	嶋崎忠義
与謝郡与謝野町字男山227番地	株式会社コメリ コメリハード&グリーン岩滝店 店長 森戸祐喜
与謝郡与謝野町字石川454番地の1	株式会社コメリ コメリハード&グリーン与謝野店 店長 丸山守
京丹後市大宮町口大野88番地	株式会社にしがき
京丹後市大宮町河辺3677番地	京都生活協同組合丹後支部
舞鶴市字下安久1013番地の1	京都府漁業協同組合
舞鶴市字森駒谷58番地の12	株式会社向陽
福知山市東野町1番地福知山東野ビル	株式会社さとう
兵庫県姫路市綿町104番地	ゴダイ株式会社
岐阜県大垣市林町十丁目1339番地の1	株式会社ユタカファーマシー
東京都千代田区外神田二丁目2番15号	ウエルシア薬局株式会社

\*\*\*

宮津市告示第36号



地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務を令和5年4月1日から令和6年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住所 福知山市篠尾新町1丁目77-2  
氏名 株式会社ソラスト北近畿支社

\* \* \*

宮津市告示第37号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務を令和5年4月1日から令和6年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住所 <省略>  
氏名 YMSほりかわ 代表者 堀川義治

\* \* \*

宮津市告示第38号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市宮天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を令和5年4月1日から令和6年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住所 <省略>  
氏名 文珠自治会 会長 山崎勤

\* \* \*

宮津市告示第39号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市宮宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を令和5年4月1日から令和6年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住所 大阪市東淀川区東中島2丁目9-15  
氏名 株式会社富士ダイナミクス西日本営業所  
取締役西日本営業所長 小坂田弘也

\* \* \*

宮津市告示第40号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務を令和5年4月1日から令和6年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

住所	氏名
----	----

東京都中央区京橋二丁目2番1号	株式会社さとふる
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	楽天グループ株式会社
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	株式会社トラストバンク

\* \* \*

宮津市告示第41号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務を令和5年4月1日から令和6年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住 所	氏 名
宮津市字浜町3000番地	公益財団法人宮津市民実践活動センター
宮津市字宮村1123番地	特定非営利活動法人天橋作事組

\* \* \*

宮津市告示第42号

市府民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、幼稚園保育料、保育所保育料、放課後児童健全育成事業利用者負担金、学校給食費、住宅使用料（駐車場使用料を含む。）及び一般廃棄物処理手数料（し尿に限る。）の収納の事務を令和5年4月1日から令和6年3月31日まで次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項及び第158条の2第6項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項並びに児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条第1項の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

所 在 地	名 称
京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	株式会社京都銀行
東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都港区港南1丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス
北海道札幌市中央区南九条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都港区芝浦3丁目1番21号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	山崎製パン株式会社
東京都品川区大崎1丁目11番2号	株式会社ローソン
東京都千代田区紀尾井町1番3号	PayPay株式会社
東京都品川区西品川1丁目1番1号	LINE Pay株式会社

\* \* \*

宮津市告示第43号

平成28年4月1日付け宮津市告示第63号で告示した会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への一部委任について、次のとおり変更したので告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

	設置(部)課	出納員となる者	分任出納員となる者	委任する事務
変更前	教育委員会事務局 社会教育課	会計課 会計係長	社会教育課に所属する職員	コピー使用料相当額の収納 各施設使用料の収納 設計図書交付料の収納 福祉・教育総合プラザ使用料(浜町ギャラリー)の収納 宮津市史等頒布収入の収納
変更後	教育委員会事務局 社会教育課	会計課 会計係長	社会教育課に所属する職員	コピー使用料相当額の収納 各施設使用料の収納 教育財産目的外使用の収納 設計図書交付料の収納 福祉・教育総合プラザ使用料(浜町ギャラリー)の収納 宮津市史等頒布収入の収納

変更年月日 令和5年4月1日

\* \* \*

宮津市告示第44号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第2項の規定により、宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約(平成18年4月1日京都府知事届出)の一部を次のように改正する。

第3条中「京都府宮津市字柳縄手345番地の1宮津市役所内」を「京都府与謝郡与謝野町字加悦433番地与謝野町役場加悦庁舎内」に改める。

第5条第1項中「宮津市長」を「与謝野町長」に改め、同条第2項中「宮津市長」を「与謝野町長」に、「伊根町及び与謝野町(以下「関係町」)」を「宮津市及び伊根町(以下「関係市町」)」に改める。

第6条中「宮津市」を「与謝野町」に改める。

第7条第2項中「関係町」を「関係市町」に、「宮津市」を「与謝野町」に改める。

第8条中「宮津市」を「与謝野町」に改める。

第9条中「宮津市長」を「与謝野町長」に、「宮津市議会」を「与謝野町議会」に、「関係町」を「関係市町」に改める。

第11条中「宮津市」を「与謝野町」に、「関係町」を「関係市町」に改める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度の決算については、改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

\* \* \*

宮津市告示第45号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年規則第28号)第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 公の施設の名称

宮津市海洋つり場

2 指定管理者の名称及び代表者

変更前 小田宿野自治会 会長 狩野 哲也

変更後 小田宿野自治会 会長 飯尾 浩之

3 変更日

令和4年4月1日

\* \* \*

宮津市告示第46号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条及び第5条の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎 雅文

1 予防接種の種類 ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ

2 予防接種の対象者の範囲

第1期初回 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者

第1期追加 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者（1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおく。）

第2期 11歳以上13歳未満の者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 第1期初回3回（20日以上の間隔）

第1期追加1回（初回終了後6月以上）

第2期追加1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種			
		第1期初回・追加（四種混合：ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）	第1期初回・追加（三種混合：ジフテリア・百日せき・破傷風）	第2期（二種混合：ジフテリア・破傷風）	不活化ポリオ
味見 真弓	味見診療所	○	○	○	○
石井 靖隆	日置診療所	○	○	○	○
	府中診療所	○	○	○	○
今出 陽一朗	今出クリニック	○	○	○	○
曾根 淳史	宮津武田病院	○	△	△	△
中村 智樹					
東 信之					
石黒 稔					
中山 雅臣					
中川 長雄	中川医院	○	○	○	○
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック	○	○	○	○

浪江 和生	浪江医院	○	○	○	○
今井 敏雄					
上川 浩美	養老診療所	○	○	○	○
堀川 義治	宮津市由良診療所	○	○	○	○
榑原 毅彦					
宮地 高弘	宮地医院	○	○	○	○
山根 行雄	山根医院	○	○	○	○
伊藤 剛	いとうクリニック	○	○	○	○
伊藤 邦彦	伊藤内科医院	○	○	○	○
岩破 淳郎	いわさく診療所	○	○	○	○
岩破 康二	岩破医院	○	○	○	○
藤本 美智子					
大森 斎	大森内科診療所	○	○	○	○
木村 進	木村内科クリニック	○	○	○	○
須川 典亮	須川医院	○	○	○	○
鳥居 剛	鳥居クリニック	○	○	○	○
日置 潤也	日置医院	○	○	○	○
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック	○	○	○	○
石野 秀岳	伊根診療所	○	○	○	○
	本庄診療所				

7 予防接種を行う期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

— \* \* \* —

#### 宮津市告示第47号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条及び第5条の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 麻しん、風しん
- 2 抗体検査の対象者の範囲  
昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性
- 3 予防接種の対象者の範囲  
第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者  
第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者  
第5期 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。）
- 4 予防接種を受けることが適当でない者  
(1) 明らかな発熱を呈している者  
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者  
(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者  
(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 5 接種回数 1回
- 6 自己負担金 無料
- 7 検査・接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

検査・接種医師 の氏名	抗体検査・予防接種を行う場所	抗体 検査	実施する予防接種	
			第1期・第2期	第5期
味見 真弓	味見診療所	○	○	○
石井 靖隆	日置診療所	○	○	○
	府中診療所	○	○	○
今出 陽一朗	今出クリニック	○	○	○
岡所 明良	岡所・泌尿器科医院	○		○
曾根 淳史	宮津武田病院	○		○
中村 智樹				
東 信之				
石黒 稔				
中山 雅臣				
中川 長雄	中川医院	○	○	○
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック	○	○	○
浪江 和生	浪江医院		○	
今井 敏雄				
西原 寛	西原医院	○		○
上川 浩美	養老診療所	○	○	○
堀川 義治	宮津市由良診療所	○	○	○
榑原 毅彦				
宮地 高弘	宮地医院	○	○	○
山根 行雄	山根医院	○	○	○
伊藤 剛	いとうクリニック	○	○	○
伊藤 邦彦	伊藤内科医院	○	○	○
岩破 淳郎	いわさく診療所	○	○	○
岩破 康二	岩破医院	○	○	○
大森 斎	大森内科診療所		○	
木村 進	木村内科クリニック	○	○	○
須川 典亮	須川医院	○	○	○
鳥居 剛	鳥居クリニック	○	○	○
日置 潤也	日置医院	○	○	○
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック	○	○	○
石野 秀岳	伊根診療所	○	○	○
	本庄診療所			

8 予防接種を行う期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

\* \* \*

宮津市告示第48号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条及び第5条の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

1 予防接種の種類 日本脳炎

2 予防接種の対象者の範囲

第1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

第1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

## 第2期 9歳以上13歳未満の者

接種の中止により接種を受ける機会を逸した者（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者）については、20歳未満の者

## 3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

## 4 接種回数 第1期初回2回（6日以上の間隔）

第1期追加1回（初回接種終了後6月以上の間隔）

第2期1回

## 5 自己負担金 無料

## 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		13歳未満の者	13歳以上の者
味見 真弓	味見診療所	○	○
石井 靖隆	日置診療所	○	○
	府中診療所	○	○
今出 陽一朗	今出クリニック	○	○
上川 浩美	養老診療所	○	○
岡所 明良	岡所・泌尿器科医院		○
中川 長雄	中川医院	○	○
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック	○	○
浪江 和生	浪江医院	○	○
今井 敏雄			
西原 寛	西原医院		○
堀川 義治	宮津市由良診療所	○	○
榊原 毅彦			
宮地 高弘	宮地医院	○	○
山根 行雄	山根医院	○	○
伊藤 剛	いとうクリニック	○	○
岩破 淳郎	いわさく診療所	○	○
岩破 康二	岩破医院	○	○
藤本 美智子			
大森 斎	大森内科診療所	○	○
木村 進	木村内科クリニック	○	○
須川 典亮	須川医院	○	○
鳥居 剛	鳥居クリニック	○	○
日置 潤也	日置医院	○	○
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック	○	○
石野 秀岳	伊根診療所	○	○
	本庄診療所		

## 7 予防接種を行う期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

\* \* \*

宮津市告示第49号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条及び第5条の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 ヒブ感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲  
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
  - (1) 明らかな発熱を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
  - (4) 予防接種を行うことが不適當な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 初回3回（27日（医師が認める場合は20日）以上の間隔）  
追加1回（初回接種終了後7月以上の間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見 真弓	味見診療所
石井 靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出 陽一朗	今出クリニック
上川 浩美	養老診療所
中川 長雄	中川医院
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック
堀川 義治	宮津市由良診療所
榑原 毅彦	
山根 行雄	山根医院
伊藤 邦彦	伊藤内科医院
伊藤 剛	いとうクリニック
岩破 淳郎	いわさく診療所
岩破 康二	岩破医院
藤本 美智子	
大森 斎	大森内科診療所
木村 進	木村内科クリニック
須川 典亮	須川医院
鳥居 剛	鳥居クリニック
日置 潤也	日置医院
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
石野 秀岳	伊根診療所
	本庄診療所

- 7 予防接種を行う期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

\* \* \*

宮津市告示第50号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条及び第5条の規定により告示する。

令和5年4月1日



宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 小児の肺炎球菌感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲  
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
  - (1) 明らかな発熱を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
  - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数  
初回3回（27日以上の間隔）  
追加1回（初回接種終了後60日以上の間隔、かつ、生後12月から生後15月に至るまでの間）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見 真弓	味見診療所
石井 靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出 陽一朗	今出クリニック
上川 浩美	養老診療所
中川 長雄	中川医院
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック
堀川 義治	宮津市由良診療所
榊原 毅彦	
山根 行雄	山根医院
伊藤 邦彦	伊藤内科医院
伊藤 剛	いとうクリニック
岩破 淳郎	いわさく診療所
岩破 康二	岩破医院
藤本 美智子	
大森 斎	大森内科診療所
木村 進	木村内科クリニック
須川 典亮	須川医院
鳥居 剛	鳥居クリニック
日置 潤也	日置医院
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
石野 秀岳	伊根診療所
	本庄診療所

- 7 予防接種を行う期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

\* \* \*

宮津市告示第51号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条及び第5条の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 ヒトパピローマウイルス感染症

2 予防接種の対象者の範囲

- (1) 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女
- (2) 平成9年4月2日から平成19年4月1日生まれの女子で、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを未接種の者

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数

- (1) 組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合  
3回（1月の間隔をおいて2回接種した後、1回目の注射から5月以上、かつ2回目の接種から2月半以上の間隔）
- (2) 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合  
3回（1月以上の間隔をおいて2回接種した後、2回目の注射から3月以上の間隔）
- (3) 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合
  - ・1回目の接種を12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間に受ける場合  
2回（5月以上の間隔）
  - ・1回目の接種を15歳以上から高校1年生になる年度の末日までで受ける場合  
3回（1月以上の間隔をおいて2回接種した後、2回目の注射から3月以上の間隔）

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見 真弓	味見診療所
石井 靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出 陽一朗	今出クリニック
上川 浩美	養老診療所
岡所 明良	岡所・泌尿器科医院
佐藤 昌平	佐藤医院
曾根 淳史	宮津武田病院
中村 智樹	
東 信之	
石黒 稔	
中山 雅臣	
中川 長雄	中川医院
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック
西原 寛	西原医院
堀川 義治	宮津市由良診療所
榊原 毅彦	
宮地 高弘	宮地医院
山根 行雄	山根医院
伊藤 邦彦	伊藤内科医院
伊藤 剛	いとうクリニック

岩破 淳郎	いわさく診療所
岩破 康二	岩破医院
藤本 美智子	
大森 斎	大森内科診療所
木村 進	木村内科クリニック
須川 典亮	須川医院
鳥居 剛	鳥居クリニック
日置 潤也	日置医院
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
石野 秀岳	伊根診療所
	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

\* \* \*

宮津市告示第52号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条及び第5条の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 水痘
- 2 予防接種の対象者の範囲  
生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
  - (1) 明らかな発熱を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
  - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 2回（3月以上の間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見 真弓	味見診療所
石井 靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出 陽一朗	今出クリニック
上川 浩美	養老診療所
中川 長雄	中川医院
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック
浪江 和生	浪江医院
今井 敏雄	
堀川 義治	宮津市由良診療所
榑原 毅彦	
山根 行雄	山根医院
伊藤 剛	いとうクリニック
伊藤 邦彦	伊藤内科医院

岩破 淳郎	いわさく診療所
岩破 康二	岩破医院
藤本 美智子	
大森 斎	大森内科診療所
木村 進	木村内科クリニック
須川 典亮	須川医院
鳥居 剛	鳥居クリニック
日置 潤也	日置医院
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
石野 秀岳	伊根診療所
	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

\* \* \*

宮津市告示第53号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条及び第5条の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 B型肝炎
- 2 予防接種の対象者の範囲
  - 1 歳に至るまでの間にある者

ただし、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるものについては定期接種の対象者から除外される。
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
  - (1) 明らかな発熱を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
  - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 3回（27日以上の間隔において2回接種した後、1回目の注射から139日以上の間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見 真弓	味見診療所
石井 靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出 陽一朗	今出クリニック
上川 浩美	養老診療所
中川 長雄	中川医院
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック
堀川 義治	宮津市由良診療所
榑原 毅彦	
山根 行雄	山根医院
伊藤 剛	いとうクリニック

伊藤 邦彦	伊藤内科医院
岩破 淳郎	いわさく診療所
岩破 康二	岩破医院
大森 斎	大森内科診療所
木村 進	木村内科クリニック
須川 典亮	須川医院
鳥居 剛	鳥居クリニック
日置 潤也	日置医院
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
石野 秀岳	伊根診療所
	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

\* \* \*

宮津市告示第54号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条及び第5条の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 ロタウイルス感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
  - (1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合  
出生6週0日後から24週0日後までの間にある者
  - (2) 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合  
出生6週0日後から32週0日後までの間にある者  
ただし、次に掲げる者については、定期接種の対象者から除く。
    - ア 腸重積正の既往歴のあることが明らかな者
    - イ 先天性消化管障害を有し、その治療が完了していない者
    - ウ 重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
  - (1) 明らかな発熱を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
  - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態であると医師が判断した者
- 4 接種回数
  - (1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合  
2回（27日以上の間隔）
  - (2) 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合  
3回（27日以上の間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見 真弓	味見診療所
石井 靖隆	府中診療所
	日置診療所

今出 陽一朗	今出クリニック
上川 浩美	養老診療所
岡所 明良	岡所・泌尿器科医院
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック
堀川 義治	宮津市由良診療所
榑原 毅彦	
山根 行雄	山根医院
伊藤 剛	いとうクリニック
伊藤 邦彦	伊藤内科医院
岩破 淳郎	いわさく診療所
岩破 康二	岩破医院
藤本 美智子	
須川 典亮	須川医院
鳥居 剛	鳥居クリニック
日置 潤也	日置医院
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
石野 秀岳	伊根診療所
	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

\* \* \*

宮津市告示第55号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条及び第5条の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 高齢者の肺炎球菌感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
  - (1) 令和5年度末において、年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳の者
  - (2) 接種日において、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるものに該当する者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
  - (1) 明らかな発熱を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
  - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 3,000円。ただし、後期高齢者医療保険制度被保険者は1,000円  
 なお、生活保護世帯に属する者は免除する。  
 また、令和5年度末において年齢が75歳の者で、令和6年3月1日以降に接種した  
 ものについては、1,000円とする。
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
---------	-----------

味見 真弓	味見診療所
石井 靖隆	府中診療所
	日置診療所
今出 陽一朗	今出クリニック
上川 浩美	養老診療所
岡所 明良	岡所・泌尿器科医院
曾根 淳史	宮津武田病院
中村 智樹	
東 信之	
石黒 稔	
中山 雅臣	
中川 長雄	中川医院
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック
西原 寛	西原医院
宮地 高弘	宮地医院
堀川 義治	宮津市由良診療所
榑原 毅彦	
山根 行雄	山根医院
伊藤 剛	いとうクリニック
伊藤 邦彦	伊藤内科医院
岩破 淳郎	いわさく診療所
岩破 康二	岩破医院
藤本 美智子	
大森 斎	大森内科診療所
木村 進	木村内科クリニック
須川 典亮	須川医院
鳥居 剛	鳥居クリニック
西 憲義	にし消化器内視鏡クリニック
日置 潤也	日置医院
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
矢野 裕太郎	与謝野町立国保診療所
石野 秀岳	伊根診療所
	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

\* \* \*

宮津市告示第56号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 結核
- 2 予防接種の対象者の範囲 1歳に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
  - (1) 明らかな発熱を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (5) 不適当な状態にあると医師が判断した者

- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 予防接種を行う期日

接種期日	
令和5年4月18日(火)	令和5年10月17日(火)
令和5年5月16日(火)	令和5年11月21日(火)
令和5年6月20日(火)	令和5年12月19日(火)
令和5年7月18日(火)	令和6年1月16日(火)
令和5年8月22日(火)	令和6年2月20日(火)
令和5年9月19日(火)	令和6年3月12日(火)

- 7 予防接種を行う場所 宮津市福祉・教育総合プラザ(宮津阪急ビル4階)

\* \* \*

宮津市告示第57号

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定により、令和5年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月3日

宮津市長 城崎雅文

\* \* \*

宮津市告示第58号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第1項の規定により、令和5年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり縦覧に供する。

令和5年4月3日

宮津市長 城崎雅文

記

- 1 土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる者  
宮津市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者
- 2 家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる者  
宮津市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者
- 3 縦覧の期間及び時間  
令和5年4月3日から令和5年5月31日までの執務時間
- 4 縦覧の場所  
宮津市市民環境部税務・国保課税務係(本館1階)

\* \* \*

宮津市告示第59号

宮津市初回産科受診料助成金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月3日

宮津市長 城崎雅文

宮津市初回産科受診料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回産科受診料について、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

(定義)



第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住民税非課税世帯 次のア又はイのいずれかに該当する者のみで構成する世帯をいう。

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の均等割が課されていない者

イ 市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、市町村民税の均等割を免除された者

(2) 実施医療機関 母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条第1項に規定する妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）を実施している病院、診療所及び助産所をいう。

(3) 初回産科受診 母子健康手帳の交付を受ける前に実施医療機関において妊娠の診断を受けることをいう。

（助成対象者）

第3条 助成金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 初回産科受診時及び申請時において本市に住所を有し、住民税非課税世帯に属する妊婦

(2) 出産を希望し、妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を行うため、実施医療機関と本市が連携して支援を行うことに同意する妊婦

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、初回産科受診時の妊娠判定に係る診察、尿検査及び超音波検査に要した費用とし、1回の妊娠につき1万円を限度とする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮津市初回産科受診料助成金交付申請書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、初回産科受診の日から起算して1年以内に行わなければならない。

（助成金の額の確定）

第6条 規則第11条第2項の規定により助成金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

（実施医療機関との連携）

第7条 市長は、助成金の交付を決定したときは、申請者の受診した実施医療機関に対して、当該申請者に係る申請者情報提供書により、情報提供するものとする。

2 市長は、前項の情報提供に当たり、申請者の社会的環境及び身体的状況等について確認した情報を可能な限り実施医療機関に提供するものとする。

3 市長は、実施医療機関からの申請者の妊婦健康診査の受診状況や受診結果等の情報提供に基づき、家庭訪問や妊産婦支援事業等による支援を実施するほか、実施医療機関と連携して継続支援を行うものとする。

（助成金の返還）

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けた場合は、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、宮津市初回産科受診料助成金交付申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日以後の初回産科受診について適用する。

\* \* \*

宮津市告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成11年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記の

とおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 溝尻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 井上真哉
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。  
令和5年4月3日

宮津市長 城崎雅文

————— \* \* \* —————

宮津市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年3月30日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中津自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 藪下洋光
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。  
令和5年4月3日

宮津市長 城崎雅文

————— \* \* \* —————

宮津市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年5月10日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 島陰自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 縁田芳道
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。  
令和5年4月3日

宮津市長 城崎雅文

————— \* \* \* —————

宮津市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 浜野路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 田中 昭彦
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。  
令和5年4月3日

宮津市長 城崎 雅文

————— \* \* \* —————

宮津市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成23年8月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 田井自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 石田 智敬
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。  
令和5年4月3日

宮津市長 城崎 雅文

————— \* \* \* —————

宮津市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年6月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 旭が丘自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 藤原 秀人
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。  
令和5年4月3日

宮津市長 城崎 雅文

————— \* \* \* —————

宮津市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和4年6月8日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中野自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 松井孝徳
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。  
令和5年4月3日

宮津市長 城崎雅文

## 訓 令

宮津市訓令甲第2号

庁中一般  
各 かい

宮津市文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和5年3月31日

宮津市長 城崎雅文

- 宮津市文書管理規程の一部を改正する規程
- 宮津市文書管理規程（平成13年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。
- 目次中「第17条」を「第19条」に、「第18条—第26条」を「第20条—第27条」に、「第27条」を「第28条」に改める。
- 第2条中第3号、第4号及び第5号を削り、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、第8号を第5号とし、第9号を削り、第10号を第6号とし、第11号から第14号までを4号ずつ繰り上げ、第15号を削る。
- 第8条を次のように改める。  
（文書管理の簿冊等）
- 第8条 文書管理に使用する簿冊、番号簿等は、総務課長が別に定める。
- 第10条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。
- 第12条第1項中「到達文書」を「市役所に到達した文書等（電磁的記録を除く。以下「到達文書」という。）」に改め、同条第2項中「から第15条まで」を「及び第14条」に改め、同条第3項中「文書取扱責任者は」を「課長は、所属職員に指示して」に改め、同条第4項中「文書取扱責任者が」を「において」に改め、同条第5項中「担当課長は」の次に「、必要に応じて」を加える。
- 第13条の見出し中「親展文書」を「親展文書等」に改め、同条第1項中「又はこれに類する」を「若しくは書留又はこれらに類する」に改める。
- 第14条を削る。
- 第15条中「文書取扱責任者」を「その受領した者」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 各課において直接受領した文書に現金、金券等が同封されている場合は、受領の経過を明らかにしておくものとする。
- 第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。
- 第17条第1項中「文書取扱責任者」を「課長」に、「配付文書（電子文書を除く。）」を「到達文書を総務課から」に改め、「の右上部余白」及び「、必要に応じて收受番号を付し」を削り、同条第2項中「による收受文書」を「により收受した文書（以下「收受文書」という。）」に、「中央上部」を「上部」に改め、同条第3項中「文書取扱責任者」を「課長」に改め、同条第4項を削り、同条を

第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(ファクシミリの利用による文書の收受)

第17条 ファクシミリで收受した文書は、前条の規定により処理するものとする。ただし、電磁的記録として処理できるものについては、次条の規定により処理するものとする。

第4章中第32条を削り、第31条を第32条とし、第30条を第31条とする。

第29条ただし書中「次に掲げるものは「公印省略」の記載をし、公印」を「軽易な文章等その性質又は内容により公印を押す必要のない文書については、これら」に改め、同条各号を削り、同条を第30条とする。

第28条を第29条とし、第27条を第28条とする。

第26条中「、第24条及び前条」を削り、同条を第27条とする。

第25条を第26条とする。

第24条を削り、第23条を第25条とし、第22条を第24条とする。

第21条第1項中「、副務者」を「、多角的な検討、複数の職員による確認等の観点から副務者」に、「当該決裁文書」を「決裁文書」に改め、「朱書きにより」を削り、「削除した」を「削除し、又は訂正後の文書に差し替えた」に改め、同条を第23条とする。

第20条第1項第6号中「決裁文書には」の次に「、必要に応じて」を加え、同条を第22条とする。

第19条中「ものとする」を「ことを原則とする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、行政処分その他の記録を残す必要な事務処理を除き、決裁権限を有する者の判断により口頭による決裁手続の承認により事務処理を行うことができる。

第19条に次の1項を加える。

- 2 特に緊急に処理すべき必要があり、かつ、正規の手続を経る時間的余裕がない事務で所属部課長が必要と認めるときは、直ちに口頭による決裁手続の承認により事務処理を行うことができる。この場合においては、事後速やかにこの章の規定に準じて正規の手続をとらなければならない。

第19条を第21条とする。

第18条第1項中「前条第2項」を「第16条第2項」に、「についての処理方針、担当係、回答の要否、処理期限、供覧先の課等を付せんに記入し、担当係長に回付しなければ」を「の処理に当たり、自らその処理を行う場合を除き、当該文書に係る事務の担当係長に処理方針を示し、絶えず文書の処理に留意し、事案が完結するまでその経過を把握しておかなければ」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条を第20条とする。

第2章中第17条の次に次の2条を加える。

(電子文書の收受)

第18条 電子文書の收受は、電気通信回線に接続している電子計算機を利用して随時に行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、課長は、特別の事情があると認めるときは、CD、USBメモリー等の媒体により電子文書を收受することができる。

(電子文書の取扱い)

第19条 課長は、課で收受した電子文書を次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 課の所掌として処理する必要がある場合は、第16条第2項の規定の例により処理する。この場合において、課受付印は、押さないものとする。
- (2) 他の課の所掌に属する場合は、原則として総務課長と協議の上、所管課に転送する。

- 2 前条第2項の規定により收受した電子文書は、第16条又は前項の規定の例により取り扱うものとする。

第34条第1項中「文書取扱責任者及びファイル担当者」を「課長」に改める。

第38条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第39条、第41条第1項及び第45条第3項中「文書取扱責任者」を「課長」に改める。

第51条中「保存文書」を「文書等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市訓令甲第3号

庁中一般  
各 かい

宮津市防犯カメラの設置及び運用に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市防犯カメラの設置及び運用に関する規程等の一部を改正する規程

(宮津市防犯カメラの設置及び運用に関する規程の一部改正)

第1条 宮津市防犯カメラの設置及び運用に関する規程(平成31年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「宮津市個人情報保護条例(平成14年条例第1号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(宮津市公用車ドライブレコーダーの運用に関する規程の一部改正)

第2条 宮津市公用車ドライブレコーダーの運用に関する規程(令和元年訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「宮津市個人情報保護条例(平成14年条例第1号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(宮津市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する規程の一部改正)

第3条 宮津市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する規程(平成14年訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「宮津市個人情報保護条例(平成14年条例第1号)、宮津市個人情報保護条例施行規則(平成14年規則第38号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(宮津市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規程の一部改正)

第4条 宮津市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規程(平成30年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「宮津市個人情報保護条例(平成14年条例第1号)第2条第6号に規定する」を削り、「電子計算組織」の次に「(与えられた一連の処理手続に従い、入力、演算、記憶、制御、出力その他の事務を電子回路を利用して自動的に処理する電子計算機の組織をいう。)」を加える。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 公 告

宮津市公告第8号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により令和4年度農用地利用集積計画(令和5年3月10日付け宮農委第48号通知分)を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和5年3月17日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間  
自 令和5年3月17日  
至 令和5年4月6日
- 2 縦覧の場所  
宮津市産業経済部農林水産課(別館1階)

\* \* \*

## 宮津市公告第9号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

令和5年3月22日

宮津市長 城崎雅文

## 1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃（月額）	戸数	規格
みやづ城東タウン	宮津市字惣	B棟	50,000円	2	1LDK

## 2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 40歳未満の方。単身者の入居も可能  
※同居親族がある場合は、主たる生計者が40歳未満の世帯に限る。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

## 3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。

## 4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

## 5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和5年3月27日（月）から令和5年6月30日（金）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

## 6 選考方法の概略

入居者は、先着順で決定します。

## 7 入居時期 入居決定した日から約10日後

\* \* \*

## 宮津市公告第10号

島崎・浜町ウォーターフロントエリア民間資金等活用事業可能性調査業務の受注候補者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告します。

令和5年3月27日

宮津市長 城崎雅文

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 島崎・浜町ウォーターフロントエリア民間資金等活用事業可能性調査業務
- (2) 業務内容 別に定める「島崎・浜町ウォーターフロントエリア民間資金等活用事業可能性調査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 委託上限額 7,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 宮津市税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 本プロポーザルに係る公告の日から候補者の選定の日までの期間に、宮津市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

### 3. 参加手続

#### (1) 担当部署及び問合せ先

〒626-8501 京都府宮津市宇柳縄手345-1  
宮津市企画財政部財政課資産活用係  
電話 0772-45-1611 FAX 0772-25-1691  
電子メールアドレス [zaisei@city.miyazu.kyoto.jp](mailto:zaisei@city.miyazu.kyoto.jp)

#### (2) 募集要項等の配布

- ア 配布期間：令和5年3月27日（月）から令和5年4月14日（金）まで  
（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 配布場所及び受付場所  
4の(1)の担当部署で配布するほか、宮津市ホームページからダウンロードできる。  
(<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/site/siyuzaisan/17468.html>)

#### (3) 応募書類の提出期間、提出場所及び提出方法

- ア 提出期間：令和5年4月10日（月）から令和5年4月14日（金）まで  
※令和5年4月14日（金）午後5時以降に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：4の(1)に同じ。
- ウ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

### 4. 質疑・回答

- (1) 受付期間：令和5年3月27日（月）から令和5年4月6日（木）まで  
※令和5年4月6日（木）午後5時必着とする。
- (2) 質疑方法：電子メール  
※4の(1)に記載する電子メールアドレス宛に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は任意とするが、次の点に留意すること。
  - ア 件名は「島崎・浜町ウォーターフロントエリア民間資金等活用事業可能性調査業務に関する質問」とすること。
  - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
  - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日時：質問後すみやかに回答する。ただし、令和5年4月7日（金）午後5時を最終回答の日時とする。
- (5) 回答方法：質問への回答は宮津市ホームページに掲示し、個別には回答しない。  
(<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/site/siyuzaisan/17468.html>)

### 5. 応募書類

#### (1) 提出書類

- ア 参加申込書
- イ 企画提案書 ※6の(2)に記載する作成方法によること。
- ウ 価格提案書（見積書）（消費税及び地方消費税を含む）  
※任意様式とする。宮津市長宛で作成し、代表者印を押印の上、封入封印すること。また、所要経費の内訳を添付すること。
- エ 事業者概要書



オ 業務実績書

カ 宮津市税の滞納がないことの証明

キ 消費税及び地方消費税の納税証明

※カ及びキについては、発行日から3か月以内のもの。コピー可。

※エ、オ、カ及びキについて、共同提案を行う場合は全ての構成員について添付すること。

ク 共同企業者届出書兼委任状 ※共同提案する場合に限る。

ケ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同提案を行う場合は構成員全ての法人について添付すること。

(ア) 法人登記簿謄本 ※発行日から3か月以内のもの。コピー可。

(イ) 法人定款

(ウ) 直近2期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

コ 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同提案を行う場合は構成員全ての任意団体について添付すること。

(ア) 団体の規約

(イ) 役員一覧

(ウ) 直近2期分の事業実績、決算状況が分かる書類

## (2) 企画提案書の作成方法

本業務において求める企画提案書は、「島崎・浜町ウォーターフロントエリア民間資金等活用事業可能性調査業務委託仕様書」の目的及び業務内容等を十分理解した上で、以下のア～ウの事項を記載して作成すること。

企画提案書は、任意様式でA4サイズ片面10枚以内（図表等は必要に応じA3サイズ折込みも可。）とし、プレゼンテーションで使用できるファイル形式で作成すること。

ア 業務実施体制表

イ 業務実施工程表

ウ 本業務に関する提案

(ア) 本業務の実施方針について

(イ) 島崎・浜町ウォーターフロントエリアの各A～Dエリアにおいての民間資金等活用事業の実現性を有すると考える根拠（ポテンシャルなど）について

(ウ) 民間事業者へ提示する各A～Dエリアにおける想定事業プランについて

(エ) 各A～Dエリアのヒアリング先の候補事業者について

(オ) 各A～Dエリアにおける想定する事業スキームについて

(カ) その他、実現性の高い構想計画の立案等に繋がる独自提案について

## (3) 提出部数

11部（正本1部、副本10部）

## (4) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、宮津市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 6. 評価方法等

(1) 評価基準 別表「評価基準表」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 日時：令和5年4月18日（火）

※各提案者のプレゼンテーション等の時間、ZOOMのURL、ログイン及びパスワードについては、別途、参加申込書に記載の担当者へ電子メールにて通知する。

イ 参加人数：3人以内

ウ 方法：ウェブ会議システム（ZOOMを予定）

エ 所要時間：提案者からの説明20分、質疑20分

※プレゼンテーションは、企画提案書を使用して説明すること。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書（見積書）、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、7の(1)に記載する評価基準に基づいて評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、7の(3)の評価の結果、各評価項目の評価点を合計した総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書（見積書）を再作成し、再提出された価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書（見積書）の金額が2の(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7. 選定結果の通知

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。なお、選定結果に関する異議は認めない。

8. 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された候補者と宮津市との間で、仕様書及び契約条件の詳細について協議が整った場合に契約を締結する。

(2) 契約保証金は、契約の締結に際して、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第123条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

(3) 契約代金の支払いについては、完了払いとする。

(4) 業務の全部又は一部について、宮津市の承諾なしに他者に再委託することはできない。

(5) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

9. その他

(1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書（見積書）について、1者につき1提案に限る。

(3) 参加申込書を提出した後、企画提案書及び価格提案書（見積書）の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、宮津市から指示があった場合を除く。

(4) 参加申込書を提出した後、宮津市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

(6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

## 水道企業

### 《上下水道告示》

#### 宮津市上下水道告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金及び公共下水道使用料の収納の事務を令和5年4月1日から令和6年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営

企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。  
 令和5年4月1日

宮津市上下水道事業  
 宮津市長 城崎雅文

収納事務受託者

所在地	名称
京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	株式会社京都銀行
東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都港区港南1丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス
北海道札幌市中央区南九条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブンーイレブン・ジャパン
東京都港区芝浦3丁目1番21号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	山崎製パン株式会社
東京都品川区大崎1丁目11番2号	株式会社ローソン
東京都千代田区紀尾井町1番3号	PayPay株式会社
東京都品川区西品川1丁目1番1号	LINE Pay株式会社

\*\*\*

宮津市上下水道告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収の事務を令和5年4月1日から令和6年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和5年4月1日

宮津市上下水道事業  
 宮津市長 城崎雅文

徴収事務受託者

所在地 乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田10番地9  
 名称 日本メンテナンスエンジニアリング株式会社京都支店

\*\*\*

《上下水道公告》

宮津市上下水道公告第1号

公共下水道受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定めたので、宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第29号）第5条の規定により、公告します。

令和5年4月1日

宮津市上下水道事業  
 宮津市長 城崎雅文

宮津市字宮村、波路及び今福の一部

議 会

《規程》

宮津市議会規程第1号

宮津市議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

宮津市議会議長 徳本良孝

宮津市議会事務局規程の一部を改正する規程

宮津市議会事務局規程（昭和41年議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第7条庶務に関する事務の項中第12号を削り、第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号

ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

————— \* \* \* —————

### 《告 示》

宮津市議会告示第1号

宮津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

宮津市議会議長 徳 本 良 孝

宮津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者

番号及び組合員等記号・番号

- (12) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号

(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。
  - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害
  - イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)
  - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。  
(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次

に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項  
(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）  
(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。  
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
  - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
  - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、開示請求書(様式第1号)によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定の通知)

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(4) 電子情報処理組織(議会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。第16条第2項において同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。同項において同じ。)を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に

要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

(開示決定通知書)

第12条 条例第24条第1項の書面は、開示決定通知書(様式第2号)とする。

2 条例第24条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書(様式第3号)とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第13条 条例第25条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書(様式第4号)とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第14条 条例第26条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書(様式第5号)とする。

(第三者意見照会書等)

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面は、第三者意見照会書(様式第7号)とする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書(様式第8号)とする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書(様式第9号)とする。

(電磁的記録の開示方法)

第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)又は当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したものの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)



- (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分
- (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日
- (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨
- 2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。
- (訂正請求書)
- 第18条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、訂正請求書(様式第10号)によるものとする。
- (訂正決定通知書等)
- 第19条 条例第34条第1項の書面は、訂正決定通知書(様式第11号)とする。
- 2 条例第34条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(様式第12号)とする。
- (訂正決定等期限延長通知書)
- 第20条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(様式第13号)とする。
- (訂正決定等期限特例延長通知書)
- 第21条 条例第36条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(様式第14号)とする。
- (保有個人情報提供先への訂正決定通知書)
- 第22条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第15号)とする。
- (利用停止請求書)
- 第23条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書(様式第16号)によるものとする。
- (利用停止決定通知書等)
- 第24条 条例第41条第1項の書面は、利用停止決定通知書(様式第17号)とする。
- 2 条例第41条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書(様式第18号)とする。
- (利用停止決定等期限延長通知書)
- 第25条 条例第42条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書(様式第19号)とする。
- (利用停止決定等期限特例延長通知書)
- 第26条 条例第43条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第20号)とする。
- (諮問をした旨の通知書)
- 第27条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(様式第21号)により行うものとする。
- (その他)
- 第28条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
(宮津市個人情報保護条例施行規程の廃止)
- 2 宮津市個人情報保護条例施行規程(平成14年議会規程第2号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「宮津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年告示第1号)の施行後遅滞なく」とする。

## 教育委員会

#### 《規 則》

宮津市立小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

令和5年3月30日

宮津市教育委員会  
教育長 山本雅弘

宮津市教育委員会規則第1号

宮津市立小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則  
宮津市立小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則（昭和47年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与等に関する条例」に改める。

第2条第1項中「8時間」を「7時間45分」に、「午後5時15分」を「午後5時」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）は、改正後の宮津市立小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則第4条の定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

————— \* \* \* —————

宮津市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮津市教育委員会  
教育長 山本雅弘

宮津市教育委員会規則第2号

宮津市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

宮津市個人情報保護条例施行規則（平成14年教委規則第10号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

————— \* \* \* —————

《告 示》

宮津市教育委員会告示第4号

令和5年第4回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年3月6日

宮津市教育委員会  
教育長 山本雅弘

1 日 時 令和5年3月10日（金）午前10時

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

————— \* \* \* —————

宮津市教育委員会告示第5号

令和5年第5回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和5年3月24日

宮津市教育委員会  
教育長 山本雅弘

1 日 時 令和5年3月28日（火）午前9時

## 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ(4階応接会議室)

\* \* \*

## 宮津市教育委員会告示第6号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年教委規則第4号）においてその例によることとされた宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

令和5年3月31日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

## 1 みやづ歴史の館（宮津市字鶴賀2164番地）

## (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 宮崎 茂樹

所在地 宮津市字浜町3000番地

## (2) 指定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 2 宮津市中央公民館（宮津市字鶴賀2164番地）

## (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 宮崎 茂樹

所在地 宮津市字浜町3000番地

## (2) 指定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

\* \* \*

## 宮津市教育委員会告示第7号

宮津市中央公民館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市中央公民館使用条例施行規則（昭和43年教委規則第1号）第5条第3項の規定により告示する。

令和5年3月31日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

## 1 利用料金

## 中央公民館利用料金

使用時間 使用場所及び区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から午後 1時まで又は午後 1時から午後5時 まで	午後5時から 午後10時まで
大会議 室	2分の1を使用する 場合	3,140円	1,040円	1,250円
	全面を使用する場合	6,280円	2,080円	2,500円
小 会 議 室		2,510円	830円	1,040円
談 話 室		1,360円	520円	620円
和 室		2,200円	730円	830円
体 験 学 習 室		2,510円	830円	1,040円

## 備考

- 1 定期利用団体に登録した団体（1月の利用回数が概ね2回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合の利用料金は、この表に定める

額の10分の8とする。

2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。

2 冷暖房装置利用料金

中央公民館冷暖房装置利用料金

使用区分及び場所		使用時間	利用料金		
			全日	半日	夜間
			午前8時から 午後10時まで	午前8時から午後 1時まで又は午後 1時から午後5時 まで	午後5時から 午後10時まで
大会 議室	2分の1を使用 する場合	冷房料	2,200円	730円	830円
		暖房料	2,200円	730円	830円
大会 議室	全面を使用する 場合	冷房料	4,400円	1,460円	1,660円
		暖房料	4,400円	1,460円	1,660円
小 会 議 室		冷房料	1,880円	620円	730円
		暖房料	1,880円	620円	730円
談 話 室		冷房料	940円	310円	410円
		暖房料	940円	310円	410円
和 室		冷房料	1,670円	520円	620円
		暖房料	1,670円	520円	620円
体 験 学 習 室		冷房料	1,880円	620円	730円
		暖房料	1,880円	620円	730円

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体が使用する場合は、この表に定める額の10分の8とする。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。

3 適用年月日

令和5年4月1日

\* \* \*

宮津市教育委員会告示第8号

みやづ歴史の館の利用料金を次のとおり承認したので、みやづ歴史の館条例施行規則（平成12年教委規則第15号）第6条第3項の規定により告示する。

令和5年3月31日

宮津市教育委員会  
教育長 山本 雅弘

1 利用料金

(1) 歴史の館利用料金

使用区分		使用時間	利用料金		
			全日	半日	夜間
			午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
文化ホール	平日		22,620円	8,170円	11,310円

	土曜日、日曜日及び休日	27,650円	10,050円	13,820円
--	-------------	---------	---------	---------

## 備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、この表に定める額の2倍とする。
- 3 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の10分の6とする。
- 4 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 5 創作活動等練習に係る利用料金は、別に定める額とする。ただし、午前9時から午後10時までの区分とする。

使用時間		利用料金		
		全日	半日	夜間
使用区分		午前9時から 午後10時まで	午前9時から午後 1時まで又は午後 1時から午後5時 まで	午後6時から 午後10時まで
文化ホール	平日	4,200円	1,630円	2,260円
	土曜日、日曜日及び 休日	5,130円	2,010円	2,760円

## 備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 冷暖房装置を使用するときは、通常の冷暖房装置利用料金とする。
- 3 練習については、申込日から1週間以内に本番としての利用がない場合に限る。
- 4 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館の使用に変更する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

使用時間		利用料金		
		全日	半日	夜間
使用区分		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
文化ホール		6,280円	2,080円	2,500円

## 備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の片面使用を歴史の館の使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 4 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

## (2) 冷暖房装置利用料金

使用時間	利用料金		
	全日	半日	夜間

使用区分		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	
		冷房料	20,950円	8,380円	8,380円
文化ホール		暖房料	15,710円	6,280円	6,280円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 3 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館の使用に変更する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

使用区分		利用料金		
		全日	半日	夜間
使用時間		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
冷暖房利用		4,400円	1,460円	1,660円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額を徴収する。  
この場合、時間未満の端数は30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の片面使用を歴史の館の使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 4 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合の利用料金は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

(3) 付属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台設備	金屏風	1双	1,570円	
	グランドピアノ	1台	9,420円	調律別
	平台	一式	1,040円	
	演台	1台	520円	
	司会者用演台	1台	310円	
	花台	1台	100円	
	指揮者台	1台	310円	
	指揮者譜面台	1台	310円	
	奏者譜面台	1台	100円	
	映写スクリーン	一式	830円	
	地がすり	1枚	520円	
毛せん	1枚	310円		
照明設備	照明基本セット	1列	無料	ボーダーライト 1列
	照明(A)セット	一式	1,570円	ボーダーライト 1列 シーリングライト 1列 フロントサイドライト 一式

	照明 (B) セット	一式	5,230円	照明 (A) セット 一式 ロア水平ライト 1列 アッパー水平ライト 1列 ピンスポットライト 1台 サスペンションライト 1列
	サスペンションライト	1灯	100円	
	水平ライト	1列	1,040円	ロア又はアッパー
	シーリングライト	1列	1,040円	
	フロントサイドライト	一式	1,040円	
	ピンスポットライト	1台	730円	
音響設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 (有線) マイクスタンド 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー
	チャンネル	1チャンネル	1,040円	回線料 (PC、ビデオ音声等出力含)
	マイク	ダイナミック型	1本	520円
	クロ	コンデンサー型	1本	830円
	ホン	ワイヤレス	1本	830円
	マイクスタンド	1本	100円	
	レコーダー	カセットテープ	1台	1,570円
		ミニディスク	1台	2,090円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,570円	
	モニタースピーカー	各1台	1,040円	固定式又は可動式
映像設備	スクリーン	一式	830円	
	ビデオプロジェクター	1台	3,350円	
	オーバーヘッドカメラ	1台	1,570円	
	ビデオテープデッキ	1台	1,040円	DVDプレーヤー一体型
持込器具		1kw	310円	

備考

- 1 利用料金の区分は、午前・午後及び夜間をそれぞれ1回として計算する。
- 2 準備又はリハーサルについては、利用料金の10分の6とする。
- 3 照明用フィルター、録音用テープ及びミニディスクの提供については、実費相当額を徴収する。
- 4 創作活動等練習に使用する場合の付属設備利用料金は、次の表に定める額とする。

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台設備	グランドピアノ	1台	1,884円	
	平台	一式	208円	
	奏者譜面台	1台	20円	
照明設備	照明基本セット	1列	無料	ボーダーライト 1列

音響設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 マイクスタンド 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー
	モニタースピーカー	各1台	208円	固定式又は可動式

備考 利用料金の区分は、半日及び夜間（各4時間）をそれぞれ1回として計算する。

5 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館文化ホールの使用に変更する場合のグランドピアノ、照明基本セット（ボーダーライト）の利用料金は、無料とする。

2 適用年月日

令和5年4月1日

## 選挙管理委員会

### 《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第4号

令和5年4月9日執行予定の京都府議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和5年3月27日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前田良二

- 1 日 時 令和5年3月31日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第5号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年3月30日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前田良二

292人

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第6号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年3月30日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前田良二

4,863人

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第7号



合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和5年3月30日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田良二

2, 432人

\*\*\*

宮津市選挙管理委員会告示第8号

令和5年4月9日執行予定の京都府議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

令和5年3月30日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田良二

\*\*\*

宮津市選挙管理委員会告示第9号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和5年3月31日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田良二

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
〃 2 〃	桜山会館	〃 万町476番地
〃 3 〃	松ヶ岡会館	〃 蛭子1070番地
〃 4 〃	漁師町会館	〃 漁師1547・1548合番地
〃 5 〃	城南公民館	〃 京口126番地
〃 6 〃	城東会館	〃 吉原2573番地
〃 7 〃	たんぼぼ保育園	〃 惣906番地
〃 8 〃	上宮津地区公民館	〃 小田231番地
〃 9 〃	中村公民館	〃 中村190番地の1
〃 10 〃	栗田小学校 体育館	〃 上司640番地の1
〃 11 〃	小田宿野公民館	〃 小田宿野191番地の3
〃 12 〃	矢原公民館	〃 矢原69番地
〃 13 〃	吉津地区公民館	〃 須津1031番地
〃 14 〃	文珠公会堂	〃 文珠497番地の1
〃 15 〃	江尻公会堂	〃 江尻432番地の2
〃 16 〃	溝尻公民館	〃 溝尻354番地の1
〃 17 〃	浜公民館	〃 日置590番地
〃 18 〃	上公民館	〃 日置2583番地の7
〃 19 〃	下世屋公民館	〃 下世屋（山口神社前）
〃 20 〃	世屋高原休憩所	〃 上世屋831番地
〃 21 〃	養老地区公民館	〃 岩ヶ鼻38番地
〃 22 〃	田原公民館	〃 田原76番地の1
〃 23 〃	里波見公民館	〃 里波見623番地
〃 24 〃	日ヶ谷地区公民館	〃 日ヶ谷5126番地
〃 25 〃	由良地区公民館（由良の里センター）	〃 由良1289番地の1

\*\*\*

宮津市選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

令和5年3月31日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前田良二

投票所	投票所を開いている時間
第19投票所	午前7時から午後6時まで
第20投票所	午前7時から午後7時まで
第22投票所	午前7時から午後7時まで
第24投票所	午前7時から午後7時まで

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第11号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

令和5年3月31日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前田良二

1 開票場所

開票所名 宮津市民体育館 宮津市字浜町3000番地

2 開票日時

令和5年4月9日 午後9時

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第12号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和5年3月31日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前田良二

開票管理者

住所 <省略>

氏名 前田良二

開票管理者職務代理者

住所 <省略>

氏名 稲垣成光

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第13号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和5年3月31日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前田 良二

- 1 日 時 令和5年4月6日 午後6時  
2 場 所 宮津市役所 応接室

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第14号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所及び当該期日前投票所を設ける期間を次のとおり定める。

令和5年3月31日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前田 良二

期日前投票所			
施設名	所在地	設置期間	開閉時間
宮津市福祉・教育総合プラザ	宮津市字浜町3012番地	4月1日から 4月8日まで	午前8時30分から 午後8時まで
府中地区公民館	宮津市字中野678番地	4月4日	午前9時30分から 午後7時まで

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第15号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和5年3月31日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前田 良二

(宮津市福祉・教育総合プラザ)

職務を行 うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
4月1日	<省 略>	前田 良二	<省 略>	土井 司
4月2日	〃	稲垣 成光	〃	〃
4月3日	〃	狩野 照代	〃	〃
4月4日	〃	木村 礼子	〃	〃
4月5日	〃	狩野 照代	〃	〃
4月6日	〃	前田 良二	〃	〃
4月7日	〃	稲垣 成光	〃	〃
4月8日	〃	木村 礼子	〃	〃

(府中地区公民館)

職務を行 うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
4月4日	<省 略>	前田 良二	<省 略>	小林 耕介

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第16号

宮津市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前田良二

宮津市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程

宮津市個人情報保護条例施行規程（平成14年選挙管理委員会告示第60号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

\* \* \*

### 監 査 委 員

#### 《監査公表》

宮津市監査公表第96号

令和4年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定により、宮津市長から通知があったので、当該通知に係る事項を公表する。

令和5年3月17日

宮津市監査委員 中村明昌  
宮津市監査委員 松本隆

令和4年度定期監査（令和5年3月17日宮津市監査公表第95号）

監査の結果	措置の内容（回答）
<p>(1) 契約、文書事務について</p> <p>① 文書事務について</p> <p>文書事務については、課長会議（令和3年度までは庶務担当係長会議）が開催され、その都度原議書等の様式やその記載例が示されるなど適正な処理について徹底が図られてきたところであり、昨年度の定期監査において指摘した事項については大部分が改善されているなど、適正な事務の執行に努めようとする姿勢が伺えた。</p> <p>しかしながら、改善が図られたとはいえ、契約関係書類等において、必要事項の記載漏れ、数字・文言等の記載誤り、使用文言の不整合、原議書等決裁文書への根拠法令の記載漏れ、記載誤り、適用条項の誤り等のミスのほか、決裁印を含む押印漏れ、申請書類等への受付印漏れ等、課長会議等により指示された適正な事務処理がなされていない例も少なからず見受けられた。</p> <p>また、ファイリングの指示が所管課である総務課から発出されていないこともあってかファイル移管作業がここ数年なされていないことは遺憾である。</p> <p>文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、課長会議等における指示事項の再徹底を図るとともに、内部統制の更なる強化を図り、適正な事務の執行に向け職員一人ひとりの意識の更なる向上を望むものである。</p> <p>② DX推進等について</p>	<p>不適切な事務処理の根絶に向け、理事者会議を通じて庁内に周知徹底を行うほか、管理職員等の会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。</p> <p>また、文書管理について、総務課の通知発出によらずとも各所管においてあたりまえのこととして、年度更新、移管が行えるよう手法や運用ルールの見直しも含め、DX推進と併せて検討してまいります。</p>

令和4年12月に「宮津市DX推進計画～つなごうデジタル宮津～」が策定され、本市のまちづくりにおける各施策や行政運営を、DXを活用する中で推進・深化し、あるいは行政改革を進めようとするものとして、本市のまちづくりの基本である第7次宮津市総合計画及び第2期宮津市行財政運営指針の下位計画として位置づけられた。

同計画に掲げるDX推進の基本方針に則り、デジタルを活用して直接的、間接的に市民サービスを向上するとともに、各政策をより利便性と市民満足度の高い施策展開につなげられたい。そのために、DXの推進に関する重点施策として掲げる「1. DXを活用した市役所窓口サービス等の高度化・向上」、「2. DXを活用した新たな価値創造のための市役所内部業務の効率化・高度化」、「3. DXを活用した地域課題の解決・各政策の新たな展開」の早期の実現を図られたい。

### ③ 公共施設マネジメントについて

本市においては、『第7次宮津市総合計画（令和3年5月策定）』において、目指す将来像を『共に創る みんな活躍する 豊かなまち “みやづ”』と掲げており、その実現に向けて、「若者が住みたいまちづくりプロジェクト」、「宮津の宝を育むチャレンジプロジェクト」の2つの重点プロジェクトを強力に推し進めるとともに、5つのテーマ別戦略を着実に実行していかなければならない。

そうした新しい行政需要に対応していくためには、「安定した行財政基盤の構築」が必要不可欠であるが、本市の公共建築物は、過去の特定の時期に集中してその多くが整備されたことから、今後、老朽化が顕著となり、一斉に大規模改修や建替えなど、更新費用等が不足することが見込まれる。

そのため、今後の公共施設等の更新に当たっては、子どもや若者へ過大な修繕・更新費の将来負担を残すことなく、必要な行政サービスを継続し、持続可能な地域、まちづくりを進めることを念頭に、人口・財政規模に見合ったスリム化、施設総量の削減を進めるとともに、その維持・管理に当たっては、地域と行政が力を合わせ、大いに意見・議論を交わし、役割分担しながら連携・協力し取り組まれたい。

とりわけ、学校（園）については、施設の老朽化と合わせ、児童生徒数が過去20年間で半数近くに減少し、今後も更なる減少が見込まれる。このため、特に児童生徒数が少ない学校（園）の運営には深刻な影響が出てくることが予想されることを踏まえ、「宮津市学校施設等の在り方検討委員会」の提言に基づき、望ましい教育環境を整えていくことを望むものである。

### ④ 契約状況について

重点施策の早期実現に向け、今までのやり方にとらわれず、職員の意識変容、行動変容の取組を推進してまいります。

公共施設の再編方針に掲げる個別施設ごとの対応方針に基づき、施設所管部局が地元や関係者と話し合いを持ちながら進めており、引き続き、早期の再編に努めてまいります。

学校施設につきましては、極めて小規模な学校（園）については、統廃合の検討を行う必要があることから、学校の適正規模・配置についての議論を公共施設の再編方針と同様に、保護者や地域住民と深めてまいります。

業務委託に係る契約方法は、条件付一般競争入札が1件(0.2%)、指名競争入札が23件(5.4%)、随意契約が400件(94.4%)となっており、大部分が随意契約で執行されている。工事・修繕については、指名競争入札が54件(42.5%)、随意契約が73件(57.5%)となっている。

更に、随意契約のうち、業務委託の319件(75.2%)、工事・修繕の46件(36.2%)が一者随意契約で行われており、その随意契約中に占める割合は前年度の定期監査(業務委託71.4%、工事・修繕34.4%)と比べ増加(業務委託3.8%増、工事・修繕1.8%増)している。

随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法であるということを十分に留意されるとともに、特に財務規則第116条第5項の規定により一者随意契約する場合の理由が十分でないケースがいくつか見受けられたので、一者随意契約を採用する場合には「本当にその業者でしか受注できないのか」等、法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保について十分精査の上で運用されるよう強く要望するものである。

#### ⑤ 入札について

昨年度指摘した、工事に係る電子入札での入札辞退届の入札結果報告書への反映については改善が見られたものの、予定価格を事前に公表していない案件においても予定価格を超えた入札を失格としているケースが見受けられた。失格は、事前公表した予定価格を超える価格で入札した場合や最低制限価格未満の価格で入札した場合等であることを改めて念頭において入札事務の執行に臨みたい。

また、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定である性質又は目的が競争入札に適しないことを理由に随意契約をしながら複数業者から見積りを徴取しているケースが複数見受けられた。契約目途額が財務規則に定める随意契約できる場合の金額要件を超えていることから第2号適用で随意契約しようとしたものと推察されるが、第2号は1者随契理由であり、財務規則第116条第1項各号の金額要件を超えているならば競争入札とすべきである。地方自治法施行令や財務規則に規定する契約方法等についての考え方をよく理解の上、契約事務に臨みたい。

#### ⑥ 契約書について

昨年度指摘した、業務委託契約書の第5条第1項で業務完了報告書に添付する書類について、添付資料を同じく「業務完了報告書」と記載しているケースはほぼ見受けられなくなり改善が認め

随意契約については、法令で認められた範囲で運用することとしており、法令の趣旨を徹底するよう理事者会議を通じて庁内に周知徹底を図るほか、管理職員等の会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。

工事以外は予定価格を事前公表していないことから、予定価格を超えた場合は、失格には当たらないため、未記入とするよう記載例を見直したところではありますが、引き続き不適切な事務処理の根絶に向けた取組を進めます。

また、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする場合については、相手方が限定される場合(1者随契の場合)、またはプロポーザル方式等で価格以外の選定要件を含める場合が想定されることから、理事者会議を通じて庁内に周知徹底を図るほか、管理職員等の会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。

文言・様式等を精査し、また、効率的な事務を執行するよう理事者会議を通じて庁内に周知徹底を図るほか、管理職員等の会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を

られたが、予定価格調書や採用決定通知書等に記載の文言が不適切なケースや旧様式をそのまま使用しているケースがいくつか見受けられた。従前どおりの事務処理を行うのではなく、文言・様式等しっかりと精査の上、適切な事務執行に臨みたい。

また、財務規則の規定により金額要件で予定価格調書や契約書の作成、並びに、請書を提出させることを省略できる場合においても、当該文書の作成等されているケースが複数見受けられた。財務規則の規定をきちんと理解し、省略可能な事務処理はできるだけ省略し、簡素で無駄のない効率的な事務執行に努められたい。

契約事務については、課長会議等において全庁的な指導がなされているところであるが、適正かつ効率的な契約事務が遂行されるよう、引き続きチェック機能の強化を望むものである。

### (2) 補助金について

127件の補助金・交付金の審査を行った。交付事務については、おおむね適正に行われていると認められ、昨年度指摘した領収書等の未添付など実績報告における不備はほとんど見受けられず、全庁的に改善が図られた。

また、一昨年度に引き続き前年度も指摘した通年の運営支援補助金であるにもかかわらず、交付申請が年度当初に提出されていないケースについてはほとんど見受けられず、申請者から早期に交付申請書が提出されるよう適切な指導をされているものとして評価するものである。

今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、引き続き適正な事務処理に努められたい。

### (3) 滞納整理について

市税や使用料、手数料などの市が有する債権については、ほとんどの市民が誠実に納付している一方で、資力があるにもかかわらず納付に応じない悪質な滞納者もあり、多額の収入未済が発生している。

このような滞納が発生している現状は、本市の財政に大きな影響を与えているとともに、市民に行政への不信を招くことになりかねない。市民との信頼関係を築き、協働のまちづくりを推進していくためには、悪質な滞納者には厳正に対処し、市民負担の公平性を確保しなければならない。

また、厳しい社会情勢が続く中で、市民生活に必要な公共サービスを持続的に提供していくために、本市では令和元年度から約41億円の歳入不足を補うため、不断の行財政改革を実行し財政の健全化の取組を進めているが、人件費の抑制や行政内部経費の削減には限界があることから、より

深め、適正な事務処理に努めます。

補助金の交付に当たっては、補助金の趣旨を損なうことのないよう事務処理を行うとともに、補助金の必要性やその効果等をより一層精査することとし、理事者会議を通じて庁内に周知徹底を図るほか、管理職員等の会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。

昨年度に引き続き、各種研修会への参加や滞納対策マニュアルの活用などによる関係法令の熟知等、滞納担当者のスキル向上により債権管理体制の強化を図るとともに、全庁一体となった徴収強化により、悪質な滞納者へは法律に基づき厳正に対処します。

また、現年度分債権については、法令等に基づく適切な督促状や定期的な催告書、法的措置への移行予告通知の発送などの着実な実施により、滞納繰越の抑止に努めます。

今後において、「債権管理条例」の制定には、市民負担の公平性の観点から厳正な債権管理による執行実績が必要と思慮されるため、早期制定に向けた一層の滞納対策強化を図ります。併せて、ショートメッセージの導入など更なる取組について、引き続き検討します。

一層の財政健全化を実現するためには、市が自らの権限で徴収することができる自主財源の確保が非常に重要である。

そうした中、財政の健全化及び市民負担の公平性の確保に向け、市が保有する債権について、全庁一体となり徹底した徴収強化を図るため、令和3年度に副市長を本部長とし、関係部長級職員で構成する滞納対策本部が設置され、全庁的な徴収確保体制の構築を図るとともに、各債権所管課職員による滞納対策プロジェクトチームが編成され滞納対策の実務に当たられた。

令和4年度においては、滞納整理マニュアル（債権管理の手引き）の策定による全庁的な統一対応及び債権管理事務の共有、「使用料等の債権回収」研修会をはじめとする各種研修会へのプロジェクトチーム員の積極派遣と研修参加者による報告会の実施、債権ごとの徴収目標の設定、強制徴収公債権の担当課間での情報共有、預金等の差押えの実施など、全庁体制で滞納対策の充実を積極的に図られた。これらの取組の成果は収納率の向上に着実につながるものと大きな期待を寄せているところである。

また、時間が経過し滞納が重なるほど徴収が困難となることから、債権発生時における早期の取組を強化するとともに、滞納繰越にならないよう現年度分の確実な回収に取り組まれることを強く望むものである。

今後も引き続き更なる充実した取組の展開を期待するとともに、携帯電話のショートメッセージによる催告等先進事例の導入、債権管理条例の早期制定などについても引き続き研究され、全庁的な債権管理体制の更なる強化を図られることを要望するものである。

### 《規 程》

#### 宮津市監査委員規程第1号

宮津市個人情報保護条例施行規程（平成14年監査委規程第1号）を廃止する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

宮津市監査委員 中 村 明 昌  
同 松 本 隆

宮津市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程

宮津市個人情報保護条例施行規程（平成14年監査委規程第1号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

\* \* \*

公平委員会



宮津市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮津市公平委員会

委員長 豊浦嘉治

宮津市公平委員会規則第1号

宮津市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

宮津市個人情報保護条例施行規則（平成14年公平委規則第4号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

————— \* \* \* —————

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮津市公平委員会

委員長 豊浦嘉治

宮津市公平委員会規則第2号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成18年公平委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第28条の4、第28条の5又は第28条の6」を「第22条の4第1項本文又は第22条の5第2項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和14年3月31日までの間に離職した職員に対する改正後の第2条の規定の適用については、同条第1項第2号中「又は第22条の5第2項」とあるのは、「若しくは第22条の5第2項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第2項若しくは第4項」とする。

## 農業委員会

### 《告示》

宮津市農業委員会告示第3号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和5年3月3日

宮津市農業委員会

会長 関野 掲 司

1 日 時 令和5年3月10日（木）午前9時30分

2 場 所 みやづ歴史の館（宮津市中央公民館）3階大会議室

3 議 題

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に係る許可について

議案第8号 非農地証明交付申請の承認について

議案第9号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について

————— \* \* \* —————

宮津市農業委員会告示第4号

宮津市空き家に付随した農地の別段面積取扱規程を廃止する規程を次のように定める。

令和5年3月22日

宮津市農業委員会  
会長 関野 掲 司

宮津市空き家に付随した農地の別段面積取扱規程を廃止する規程  
宮津市空き家に付随した農地の別段面積取扱規程(令和3年農委告示第4号)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市農業委員会告示第5号

宮津市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程を次のように定める。

令和5年3月24日

宮津市農業委員会  
会長 関野 掲 司

宮津市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程  
宮津市個人情報保護条例施行規程(平成14年農委告示第8号)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 固定資産評価審査委員会

《告 示》

宮津市固定資産評価審査委員会告示第1号

宮津市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

宮津市固定資産評価審査委員会  
委員長 稲岡 英志

宮津市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程  
宮津市個人情報保護条例施行規程(平成14年固評委告示第1号)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。